

1 議 事 日 程 (3日目)

[平成26年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成26年9月12日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	長谷川 公 成 (6)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本市中学校の部活動について <ol style="list-style-type: none"> (1) 中体連大会等の交通費補助金について (2) 学校・PTAの協力支援について 2. 平成26年8月22日の市内豪雨について <ol style="list-style-type: none"> (1) 梅ヶ丘一丁目金龍ラーメン裏の高尾川の氾濫について (2) 高雄二丁目の床上浸水について (3) 太宰府南小正門前の側溝の見直しについて
2	神 武 綾 (2)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小中学生の夏休みについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 学習の場の確保について (2) 学校プールの開放について (3) 出校日の設定について 2. 新保育制度の施行について 平成27年4月より子ども子育て支援新制度が実施予定である。 <ol style="list-style-type: none"> ① 保護者への周知について ② 待機児童は解消されるのか ③ 児童福祉法第24条第1項の保育所の保育と第2項の保育所以外の保育はともに格差なく保育を受けることができるのか ④ 子ども子育て会議の進捗と今後の予定について
3	不 老 光 幸 (10)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中学生のコミュニティバスの利用について 本市のコミュニティバス「まほろば号」を本市の中学生の通学にも利用できるよう、通学に限って補助を小学生と同じ半額にできないか伺う。 2. 学業院中学校と水城小学校を小中一貫校のように校舎運動場の共有化について 学業院中学校と水城小学校の校舎と運動場をそれぞれ1箇所にとめて共有にすることができないか伺う。 3. 福岡市地下鉄の福岡空港線を太宰府天満宮近くまで延伸化について 表題の件について、福岡市をはじめ関連の市町及び県、国との協

		議を始めてはと思いますが、市長の見解を伺う。
4	福 廣 和 美 (17)	1. 災害対策について (1) 今回の反省と今後の見通しについて (2) 市民への連絡、コミュニティ無線について (3) 防災対策について
5	後 藤 邦 晴 (9)	1. 市民の健康指導のあり方について 市の検診などで、受診者に対して運動等の指導を要す場合は、担当部署と関連施設とが連携し、市民の健康に資するコーディネートシステムを構築する必要があると思うが、市長の考えを伺う。
6	渡 邊 美 穂 (11)	1. 五条保育所について (1) 職員の採用計画、入所児童の募集計画について (2) 移転計画について 2. 小中学校における集団フッ素洗口について 現在の県の動向と市の考え方について
7	原 田 久美子 (8)	1. 安全で安心して暮らせるまちづくりについて (1) 災害の復旧と今後の防災対策への取り組みについて 8月22日集中豪雨に伴う、市内の被災状況と今後の復旧見通し及び今後の更なる防災体制への取り組みについて (2) 避難所へのAEDの設置等について AEDが設置されていない避難所での対応及びAED体験講習会について 2. 高齢者施策の充実について 機構改革後の医療費抑制のための総合的な取り組みについて

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 陶 山 良 尚 議員	2番 神 武 綾 議員
3番 上 疆 議員	4番 芦 刈 茂 議員
5番 小 畠 真由美 議員	6番 長谷川 公 成 議員
7番 藤 井 雅 之 議員	8番 原 田 久美子 議員
9番 後 藤 邦 晴 議員	10番 不 老 光 幸 議員
11番 渡 邊 美 穂 議員	12番 門 田 直 樹 議員
13番 小 柳 道 枝 議員	14番 大 田 勝 義 議員
15番 佐 伯 修 議員	16番 村 山 弘 行 議員
17番 福 廣 和 美 議員	18番 橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 井 上 保 廣 副 市 長 平 島 鉄 信

教 育 長	木 村 甚 治	総 務 部 長	濱 本 泰 裕
市民福祉部長	中 島 俊 二	建設経済部長	辻 友 治
上下水道部長	松 本 芳 生	教 育 部 長	堀 田 徹
会計管理者	今 泉 憲 治	総 務 課 長	友 田 浩
経営企画課長	山 浦 剛 志	防災安全課長	宮 原 広富美
地域づくり課長	藤 田 彰	元気づくり課長	井 浦 真須己
スポーツ課長	大 塚 源之進	市 民 課 長	田 村 幸 光
国保年金課長	永 田 宰	都市計画課長	今 村 巧 児
建 設 課 長	眞 子 浩 幸	社会教育課長	井 上 均
学校教育課長	森 木 清 二	上下水道課長	石 田 宏 二
監査委員事務局長	渡 辺 美知子	保育児童課 保育児童係長	中 島 康 秀

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	篠 原 司	議 事 課 長	櫻 井 三 郎
書 記	松 尾 克 己	書 記	山 浦 百合子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、13人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日12日7人、16日6人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

6番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔6番 長谷川公成議員 登壇〕

○6番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

久しぶりのトップバッターなので、張り切っていきたいと思います。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

1件目、本市中学校の部活について。

今年も6月下旬から夏休み期間中に日本中学体育連盟大会、いわゆる中体連大会が行われました。子どもたちは、この中の筑紫地区大会で勝つことを目標に一生懸命練習に取り組み、汗や涙を流し、特に3年生の中学校最後の大会にかかる意気込みや思いは人一倍強かったことと思われまます。一瞬一瞬のプレーが明暗を分ける試合の中、応援をしている私たちにも伝わる緊張感、点数が入れば歓喜の声、失点すれば励ましの声、勝利にかける思いはどのチームの子どもたちも一緒に、負けた悔しさで悔し泣きをする子どもたちや、勝った喜びにうれし泣きをする子どもたちのたくさんの涙を目の当たりにしました。私も一緒に涙を流したのは言うまでもありません。

そういった中で、今年は開校以来の悲願を達成した部活動があります。それは太宰府東中学校野球部です。この東中野球部も最初は筑紫地区大会を勝ち上がり、次の筑前地区大会に出場するのが目標でした。他の中学校のチームと比べ、平均身長が170cmにも満たない小柄なチームですが、チームワークと野球を愛する気持ちほどのチームにも負けないこの子たちは、今年の中体連大会において、筑紫地区大会、筑前地区大会、福岡県大会と勝ち進み、何と九州大会まで出場しました。私も筑紫地区大会のときから応援に行きましたが、そのときは正直に申し

ますとまさか九州大会まで出場するとは夢にも思いませんでした。しかしながら、チームは勝ち進み、それにつれて応援者も増え、佐賀県嬉野市をメイン球場とし、4つの野球会場で開催された九州大会においては、対戦相手の地元佐賀県代表チームの応援者の数倍の数に上り、九州大会には出場できなかった筑紫地区中学校野球部の生徒たちの友情応援もあり、最終的には総勢200人以上は集まったのではないかと思います。本当に力強い応援をいただきました。九州大会では残念ながら初戦敗退しましたが、本当に子どもたちはよく頑張りました。3年生においては、福岡県内の野球部の中で最後まで試合をしたチームの一つです。心からおめでとう、よく頑張ったと賛辞を贈りたいと思います。

そこで、お伺いしたいのが、中体連大会の助成についてです。

先ほどもお話をしましたが、東中野球部が勝ち進むにつれ、応援者も増えていきました。それは本当に素晴らしいことであり、子どもたちに力や励み、勇気を与えたのではないかと思います。しかし、そんな中、交通費などについて戸惑いが生じたことがありました。それは、ベンチ入りの選手の交通費は補助の対象になりますが、ベンチ入りできなかった選手はその対象にならないことです。ともに汗を流し、ともに頑張ってきた仲間たちなのに補助の対象にならないのはいかがなものかと思いました。このことにつきまして、現状の補助の制度、例えば今回でいいますと、筑紫地区大会、筑前地区大会、福岡県大会、九州大会と出場いたしました。どの大会から補助金等の助成が受けられるのか、またできれば部員全員分を補助の対象にしたいと思っておりますので、それについても市の見解をお伺いいたします。

次に、上の大会に行くほど、当然ですが関係者の経済的負担が増えていきました。県大会は北九州の門司で開催され、九州大会は佐賀県で開催されました。当然遠方になれば交通費も増えていきます。昨年の九州大会は沖縄で開催されたと聞きました。今年がもし沖縄だったら自己負担はバス代の比ではありません。

そこで、今回のように大会を勝ち上がった場合の学校及びPTAの協力支援、具体的に申しますと自己負担を軽減できるよう生徒が納めている生徒会費やPTA活動費等の使用などができないか、伺います。

次に2件目、8月22日未明に発生した市内豪雨についてです。

今年の夏は梅雨どきから日本全国各地で豪雨災害が起きました。この場をおかりして被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。

本市におきましても、8月22日未明、本市の降雨量は時間当たり約100mmとも言われ、床上浸水2件、床下浸水6件、冠水箇所8カ所、避難所を18カ所開所し、182名の方が避難されたと聞いております。幸いにも人的被害はなかったようで一安心をしているところです。

1件目の前置きが長かったようなので、2件目は単刀直入に質問いたします。

まずは、梅ヶ丘一丁目の金龍ラーメン裏の高尾川は豪雨のたびに氾濫し、近隣住宅が冠水している状況があり、市民の安全を脅かしております。下流の整備が必要だとは過去のご答弁でもお聞きしておりますが、これからも異常気象に伴う豪雨の可能性がある中、もう下流の整備

後というのは待てない状況です。それならば、できる範囲でいいので、せめて河川の土手を改修し、水流をスムーズに流せないか、お伺いいたします。

次に、高雄二丁目の床上浸水についてです。

この高雄二丁目の団地は平成21年ごろから整備され、現在では20軒弱の住宅ができております。3年前の豪雨のときも、外に出れば膝までの水位があったと聞いております。今回の豪雨時にも床上浸水しましたが、団地裏の水路の上の山から土砂が流れ込み、水位を上げ、木々や葉っぱ、草等が柵に張りつき、水の流れがせきとめられ、水があふれ、また高尾川の流れが悪いため、住宅の庭や道路に流れ込み、被害が起こったと考えられます。

今回の高尾川の氾濫では、高雄二丁目水路の柵のごみ除去、土砂災害の危険性があった土砂の除去、土砂が流され木の根元がむき出しになり、倒木の可能性があり、住民の方々が不安視していた木々の伐採に関しまして、休日にもかかわらず早急な対応を行っていただきまして誠にありがとうございます。これにつきまして迅速なる対応をしていただき、偉そうに言うわけではございませんが、非常に評価をいたしております。しかしながら、住民の安全・安心を考えますと、抜本的な改善が必要だと考えます。

そこで、私は木々を根元から伐採をし、水路の土砂を撤去後、コンクリートを吹きつけるのがいいのではないかと考えますが、市の今後の対応と見解をお伺いいたします。

最後に、太宰府南小学校正門前の側溝の見直しについて。

現在、コンクリートぶたの側溝になっているため、水はけが悪く、道路がでこぼこの箇所や側溝ぶたが浮いた箇所や沈んだ箇所もあるため、きちんと側溝に水が流れ込まず、高雄二丁目の坂を一気に下り、これも高雄二丁目の床上浸水をした原因ではないかと思っております。この道路のでこぼこ箇所や側溝の整備と、箇所ごとでいいのでグレーチング側溝ぶたへの改修を検討していただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

なお、答弁は件名ごとに、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 1件目の本市中学校の部活動についてお答えいたします。

まず、1項目めの中体連大会等の交通費補助金についてでございますが、中体連大会の交通費補助金につきましては、本市の大会等参加補助金交付要領に基づきまして、筑前地区大会以上の大会に参加する生徒と引率者を対象としまして市から補助金を支出しております。あくまで大会に参加するための補助金でありまして、大会参加登録メンバー以外の応援生徒や応援の保護者等のための交通費補助金は対象としておりません。

次に、2項目めの学校・PTAの協力支援についてお答えいたします。

現在、校納金（PTA会費）の予算決算につきましては、年度初めに行われますPTA総会において承認を受け、実施されていますので、各学校の状況によって異なるところではございますが、おおむねPTA会費の一部を生徒会費としてご支援いただいております。部活動費を含めた生徒会の運用費用として活用されております。

ご質問の生徒会費やPTA会費等を大会参加補助費として使うことはできないかということですが、生徒会費及びPTA会費等の予算配分等につきましては、PTA総会で承認され決定されております。PTAとしても大会参加補助費として予算計上をしたり、県大会以上の参加費補助を見込んで毎年繰り越して積み立てをしたりしている学校がほとんどでございます。PTA予算について市教育委員会が関与するところではありませんので、学校としましては大会参加補助費としてできる限りPTAにご支援をお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

まず、補助の件に関しまして、要領に基づき一応参加者のみというふうにおっしゃられましたけれども、やはり済みません、ここで1点お伺いしたいのが、まずどの大会からその補助の対象になるのか、お尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 先ほど申し上げましたが、筑前地区大会以上の大会ということになります。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） はい、済みません。筑前地区大会、今回は東中野球部はたまたまた筑紫野市、筑紫地区であった大会だったんですね。ですから、山家球場で筑前地区大会あって、決勝は大野城の総合グラウンドということだったんです。近場だったのでよかったんですが、自転車で通ったりもできまして、あと保護者が送り迎えとかしてよかったんですが、例えば筑前地区大会といっても範囲が物すごく広いんですよ。遠いところになると福津市とか、対戦相手のことをいうと福岡中学校かな、ちょっと福岡のほうから筑前地区大会とか来て、もしそれが太宰府から行くとなると、選手以外、ともに汗を流した、チームメートもいるわけですから、できれば、その場所にもよると思うんですが、できたら僕はもう筑前地区大会以上は、例えばもうバスを1台、バス、ちょっと今の相場はわかりませんが40人乗りか50人乗りのバス1台、5万円か6万円かちょっとわからないんですが、そういったのを手配できるように、していただけないかなと思うのですけれども、そこら辺はちょっと考えていただけますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 私も学校におるときは野球部の顧問をしております、実際に大会引率等もしたことございますので、その辺も含めましてお話しさせていただいたらと思いますが、まず子どもたちのことを心配いただいて、本当にありがとうございます。現在、支給しておりますのは、公共の交通機関を利用した場合に野球ですと18名が登録メンバーでございますので、18名の登録メンバーと、それから引率教師分が大会の参加補助の対象となっております。実質公共の交通機関を使って行く場合よりも、今おっしゃいましたとお借り切りバス等を借

りて行った場合にはそちらのほうが効率的であるし、場合によっては料金等も安価になる場合もございますので、その辺も市のほうに実際にどうかという要望を上げていただきまして、貸し切りバスのほうが安価の場合、あるいは効率的である場合にはその分で支給をしたりということはしております。

また、それにしましても登録メンバー分でございますので、若干足りない部分も生じてくるかと思いますが、大型の貸し切りバスを借りますと45名から50名ほど乗れますので、18名以外のほかの生徒たちの分もそこに同乗できないことはございませんので、そういった形で実際は連れていっているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 前向きなご回答ありがとうございます。

今回もう終わってしまったことなので今さらという思いはあるんですけども、保護者から言わせると今後につながるようになんかしてもらいたいという要望が強くあるんですね。東中の場合は野球部員が27名だったんですよ。先日というか、所管調査行った学業院中学校のお話聞くと、テニス部とか90人ぐらいいるらしいんですよ。もしそれが筑前地区大会とか県大会、また九州大会行けばやはり大多数ですからね。そういうところもご配慮していただければなとも思います。交通費はそういった市に要望すればというお話だったんで、今後そういうふうに保護者のほうにも話しておきたいと思います。

今回、東中学校が九州大会に部活で進んだのが初めてのことだったんですね。次の大会まで時間がなくて、バスの手配とか応援者の把握、ほとんど全て、保護者で行ったんですね。これは、果たして本当に保護者がやるべき役割なのか、顧問の役割なのか、それとも学校が率先してやることなのか、誰が動けばいいのか、正直言ってわからなかったそうなんです。今、教育部長が元野球部の顧問をされたということでちょっと現場の意見としてお尋ねしたいんですが、教育部長がもし野球部の顧問でそういった上の大会に行ったときには保護者に任せるのか、それとも自分でやるのか、それとも学校、学校というのはいないんでしょうけれども、誰が率先して動くのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 私がということではございませんで、一般にお話をさせていただきますと、こういった上の大会に上がっていきますと、当然でございますけれども、まずは、保護者会を開催いたします。例えば今回であれば野球部の保護者会を開いて、当然保護者もご存じではありますけれども、こういうふうな大会出場するようになりましたという報告をしまして、その中で保護者の代表をお願いする方がいらっしゃいます。通常ですとキャプテンの保護者が代表を務められたりする場合がございますが、そこを中心に保護者としてどういう支援をしていくかということで話し合いがなされて、保護者の応援体制等についてはもう保護者が責任持って手配等はされると。ただ、生徒の引率については学校の教師が当然すべき

ことでございますので、生徒をどんなふうにして交通手段を使って引率をしていくかということについては教師が中心になりまして、顧問の教師が中心になって手配はしていくということになります。ただ、今回学校のほうにもちょっとお尋ねをいたしましたけれども、顧問の先生が非常に若くて経験がまだ浅いこともあって段取りも悪かったみたいですが、先生はとにかく練習にしっかり励んでくれと、子どもたちの面倒を見てくれということで、子どもたちの交通手段等についても保護者で手配をしますということで話が進んでいったようでございます。だから、責任の所在といいますと子どもに関しては教師、それから保護者等の応援については保護者ということで手配をしていただいたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりやすいご答弁ありがとうございます。

今回、筑前地区大会、さっきも言ったように山家球場であったのですが、太宰府東中学校の筑紫地区で負けてしまった生徒たちも、多数自転車に乗って応援来たんですよ。筑前地区大会は山家球場で相手、志免の1位とかと戦って去年の優勝チームとかに勝つからですね。準決勝は大野城の総合グラウンドで筑山中学校と戦ったんですが、そこは負けたんですね。そして、今度は春日西のほうの何か結構遠いグラウンドに行って応援だったんですけども、子どもたち若いんですね。自転車でそこまでまた応援来たんですね。そこで勝って3位になって福岡県大会行ったんですが、県大会が決まったときにその自転車についてきたほかの部活の子どもたちも、応援に行きたいということになりまして、本当だったらもう野球部と保護者、関係者でバス1台で行こうという話だったのですが、そういった子どもたちもぜひもう野球部のために応援したいというものですから、急遽2台バス手配することになって、保護者のほうで勝てば昼御飯もあるということで1人1,000円ずつですね、そのほかの部活の生徒たちから徴収してバスと弁当代ということで行ったんですね。非常に母校愛が強くてですね、塾で来れなかった生徒もいたんですけども、九州大会までついてきて応援した子もいました。本当に素晴らしいなと思いましたね。九州大会においてはほかの中学校の生徒さんですね、太宰府中学校と学業院中学校とか、太鼓まで持ってきてくれて、メガホン振りながらもう大声援で、応援していただいて、本当に非常に感動しました。スポーツって素晴らしいなと私思ったんですね。

そこで、もう一つ質問があるんですけども、大会等に行ったときに大会参加費が、部長ちょっと先ほど答弁で触れられましたけれども、発生するんですね。この大会参加費をまず納めますね、部費等で。そのときは保護者は事務処理に非常に戸惑ったという話を伺ったんですよ。大会参加費を一応納めていて後から戻ってくるとか、後から戻ってこないとか、そういった話で領収書とかの作成もありますし、そういった事務処理で、非常に戸惑ったという話を伺いました。できれば、もう大会参加費と例えば交通費はこれだけ出ますとか、そういった手引書等があれば、今後非常にスムーズにいくと思うんですね。市というか、教育委員会にはそういった要領に基づいてされていると伺ったんですけども、それはなかなか外部には出せない

でしょうけれども、保護者用に、そういった手引書みたいなマニュアルを、配布できるようにすれば保護者としても事務処理には戸惑わずスムーズにいくと思うのですが、今後そういったご検討をしていただけますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） まず、大会参加費でございますが、基本的には、中体連の大会でございますので、その中体連の組織の中の会計の中から運営費等については賄われておるんでございますが、野球でございますと球場の使用料、それから審判をお願いする、審判への謝金といえますかね。それから、ボール等が必要でございますので、そういったところでお金がかかってきます。上の大会に行くとなかなかその中体連の運営費用だけでは賄えないというところがございます。今回の九州大会の場合は1人1,000円の登録メンバー分で18名分と、1万8,000円の大会参加費が発生したということでお聞きしております。これにつきましては、もう各学校それぞれでございますが、部費って先ほどおっしゃいましたけれども、基本的に子どもから部費を徴収するというのは余りいいことではないんですが、必要があればやむを得ませんけれども、保護者から徴収することになりますから。恐らく学校のPTA会計の中からそうした補助の計上を先ほど申し上げましたけれども、積み立て等をしたりしているお金がありますので、そこから捻出されているところだろうと思います。ただ、その辺の段取りが悪くて、保護者等への伝達が悪くて参加費が保護者負担とか、学校が出しますとか、そこら辺がはっきりしなかったところがあったんだろうと思いますが、基本的にはPTAの補助のほうから会計のほうから出されるという場合がほとんどでございます。

それから、補助金等の交付の要領についてということでございますが、市の先ほど申し上げましたが、大会等参加補助金交付要領ですね。これについては学校に周知しておりますので、校長はよくわかっていると思います。そこで、その辺につきましては詳しくは校長にお尋ねいただいたらいかがいと思ひますし、またこの要領につきましては内規でございますので、保護者等に配布するというようなことは特にはしておりませんので、不明な点がございましたら校長あるいは教育委員会のほうにお尋ねいただいたらお答えできるかと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） PTA会計の積立補助があるとおっしゃられたのですが。何かPTAに相談したら一応1万円は、ちょっと金額言うとなんかすけれども、いただいたという話で、そういったのは全然話聞いていないんですね、正直なところ。ちょっと初めて聞いて驚いたところですが、ですからPTAの補助の積立金がありますよとかそういうふうなのを何か一覧表にして、校長先生も何か忙しいとか、その野球部の顧問の先生も若いということではなかなか校長先生に相談できなかったのか、ちょっと僕もわからないのですが、そこでいろいろちよつとぎくしゃくした部分が正直言ってあったみたいです。ですから、そういったのが学校にありますよと。例えば保護者会で校長先生も来ていただいて説明をしていただけるようにす

ればいいんでしょうけれども、保護者会も何度か行ったと聞きましたけれども、PTA会長は仕事で来れないとか、そういった話もひょっとしたら伝わっていなかったのかと思います。ですので、私多分こんな質問していると思います、今日、はい。わかりました。それは、また保護者に伝えておきたいと思います。

最後なのですが、学業院中学校の、グラウンドネット、道路沿いにある、あそこにはよく大会結果等の横断幕がぼっと飾ってあるというか、横断幕かけてあるのですけれども、すごいなと思って見るのですけれども、ああいった予算は、どこから捻出されてあるのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 教育委員会の予算といたしましてはございませんので、また学校も予算を持ちませんので、そうなりますとやっぱりPTAの予算等の中から、国大会に出場したからと、あるいは九州大会に出場したから特別に特別会計というのもございますんで、そこから捻出できないかということで校長から相談をしまして補助をお願いしておるところだと思います。

また、学校によってはPTAバザーを実施しておりますですね。そのPTAバザーの収益金をそういった積み立てに毎年していこうということで、学校によって、毎年幾らかずつ積み立てる。かなりの額何かあった場合のそういった大会の補助とか、こういう横断幕の作成とか、そういったものに使えるような特別会計というのは準備がされてあるのがほとんどでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました、ありがとうございました。

この件に関しましては質問は終わるのですが、最後ちょっと結果報告だけさせてください。太宰府東中学校野球部は筑紫地区大会は5位でした、ぎりぎり。5チーム中5位でぎりぎりです。まず筑前地区大会に出場しました。筑前地区大会で3位以内に入れば県大会出場ということで、準決勝先ほど言いましたように筑山中学校に負けたんですが、3位決定戦で勝ちまして県大会に行きました。県大会に行くと、筑前地区3位で出場しているということでやはり1位のチームと当たることになるんですね。それが筑豊の1位のまずは1回戦、鞍手北中学校、2年生が多いチームでしたけれども、そこに勝ち、次が、福岡市2位。東福岡高校の附属中学校といますか、東福岡自彊館中学校というところがあるんですけれども、そこにまた勝ち、準決勝、7月29日行われたんですが、北九州1位の、地元の門司のほうのチームで緑丘中学校だったんですけれども、ここにも勝ち、一応九州大会決めたんですね。決勝戦は福岡市1位の友泉中学校と当たって、野球7回戦までなんなんですけれども、5回までリードしていたんですけれども、6回、7回とちょっとぼぼんと点数とられて、結局福岡県準優勝で、九州大会に進みました。九州大会は先ほども壇上で申し上げましたように佐賀県の1位の県立というか、私立にな

るのかな、ちょっと勉強のできる致遠館中学校というところに2対0で敗れてしまって、野球部はそこで引退したということになりました。子どもたちこうやって一生懸命頑張っていますので、またできれば市等の要領の見直しとか、交通費等の見直しをぜひ考えていただきまして、まず1件目はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 次に、2件目の平成26年8月22日の市内豪雨についてご回答いたします。

まず、1項目めの梅ヶ丘一丁目金龍ラーメン裏の高尾川の氾濫についてですが、高尾川は太宰府市高雄地区に源を発しまして太宰府市管轄1.6km、筑紫野市管轄0.95km、福岡県管轄1.46kmを経て筑紫野市において県営河川鷺田川と合流する全長約4.01kmの河川でございます。大雨が降りますと、高雄地区のほか下流域の筑紫野市曙、紫、そして今回8月22日未明の豪雨で大きく報道されました二日市中央の酒造会社裏の水道橋付近では高尾川が氾濫するなどしまして、かなりの地域で被害を出しておるところでございます。太宰府市におきまして特に改修が急務なところは、ご指摘の金龍ラーメン裏、梅ヶ丘一丁目と筑紫野市との市境、家の前2号橋付近でありまして、この箇所につきましてはたびたび浸水していることは確認いたしておりますが、この箇所の抜本的な解決を見るには、筑紫野市の高尾川下流域からの改修が不可欠であります。

ご指摘の箇所については、高尾川の法線が筑紫野市境で直角に曲がっており、曲線、つまりカーブに改良することで溢水しにくくなると思われませんが、この部分を先行しますと、下流部分にあります筑紫野市への負担が大きくなると考えられます。今まで述べました理由により、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、そして太宰府市で構成いたします御笠川水系改修事業促進協議会を組織いたしまして、高尾川の早期改修に向け、福岡県、九州地方整備局に対する要望活動を行ってまいりましたが、この数年の要望活動が実りまして、平成24年度から高尾川、鷺田川の抜本的改修が社会資本整備総合交付金の新規事業として着手されております。現在、那珂県土整備事務所が施工中であります、鷺田川、高尾川の筑紫野市一太宰府市区間の河川改修事業の早期の完成について御笠川水系改修事業促進協議会を通して引き続き強く要望してまいります。

また、現状で太宰府市としてできる対策としましては、青山あるいは星ヶ丘等々に十数カ所の調整池がありますが、調整池のしゅんせつ工事を行うことにより、調整池の機能改善に努め、一時的に流れる水を抑えることが今できる対策ではないかと考えております。

次に、2項目めの高雄二丁目の床上浸水につきましては、時間約100mmに達するような豪雨を初め、いろいろな要因があったかと思われま。

応急的な対策といたしまして、フェンスや水路を塞いで水の流れをせきとめた落ち葉や木々の枝とあわせて崩落した土砂の撤去を行うとともに、崩落しました周囲の樹木の伐採を行って

おります。また、フェンスの網目が狭く、落ち葉や木々の枝がフェンスを塞ぐことを防ぐためのフェンスの下部を切除しております。

崩壊しております緑地のり面の復旧につきましては、現在測量設計を行っております、工法等についてモルタル吹きつけを含めまして検討をしております。本復旧について早期に住民の方に説明し、着手したいと考えております。

最後に、3項目めの太宰府南小正門前の側溝の見直しにつきましては、2項目めと合わせましてご指摘にありますように側溝のコンクリートぶたをグレーチングぶたなどに変更し、歩道の舗装補修を行い、道路側溝へ雨水が流れ込みやすくなるようにして、この雨水が高尾二丁目方面へ流れ込まないように改善してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 前向きなご回答ありがとうございました。

そうですね。高尾川の筑紫野市側、先日ちょっとテレビを見ていたら県の予定では高尾川の河川改修は、もう7年後にしかその予算が組めないというふうにちょっと聞いたんですね。でも、今部長の答弁ではなるべくそういった協議会等々でできる限りやるというふうにおっしゃられたので、これはもう早急な対応をお願いするしかないもので、それはもうよろしくお願ひしときます。この1項目めは、もうこれでお願ひするしかないからですね。ここでもう言ったって、しょうがないんで、よろしくお願ひしときます。

2項目めの高尾二丁目の話ですが、木々の伐採とか、土砂をきれいにして、コンクリートじゃないですけども、ちょっと加工するというふうにおっしゃってくださって本当ありがとうございます。これも、早急な対応をお願いしたいところですが、あそこのこと言ったらおかしいんですけども、水路があると思うんですが、水路の側溝にはふたはもうあのまましないんですか。そのまま水路をむき出しと言ったらあれなんですけれども、ちょっとそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） ちょっとつけ加えさせていただきますけれども、先ほどの高尾川の改修でございますが、今現在県のほうでやられておりますけれども、事業区間がですね、鷺田川の赤岸井堰、都府楼団地の裏ぐらいになりますけれども、あの付近から紫二丁目、西鉄の紫駅の裏ぐらいになります。これが2.1kmあります。これが平成33年度完成予定ということになっておりまして、今現在は西鉄の駅の裏の付近に橋口橋というのがあります。ちょうど高尾川と鷺田川が直角に合流するところがございます、そこをですね、バイパス的に真っすぐするような工事にかかるという、用地買収が進んでおりまして、その部分の完成が平成29年というようなことで今のところ聞いております。あそこがどうしても直角になるもので、バックがかかってああいう先ほど言いました水道橋付近の酒造会社付近、大きな浸水があっているというところがございます。

それで、今ご質問にありました水路側溝のふたの設置はできないかということでございますが、あの現状を見ていただくと水路がございまして、水路の壁も左岸、右岸とありますが、下流に向かって右岸、左岸になりますが、右岸側が低いところもございましてそれをやろうと思いましたが右岸側の壁をちょっとかさ上げする、構造的に非常に大規模な工事になるかなということが考えられます。

それと今現在、本線の水路と大きな水路ですね。その横にオーバーフローをしたときの水路が別につくってあります。これをふたをした場合今現在オーバーフローした水が横の水路を流れるようになるんですけれども、そういう機能がもう利用できなくなってしまうということと、ふたをしてしまうと上流部でどっか噴き上げるところが出てくるんじゃないかということがございます。今現在は大体耕作地、農地になってはいますが、そういうところで水があふれて、今度は右岸側が山でございまして、その部分が大きくやられる、崩壊する危険もあるかなというふうに考えておりますので、今のところ私のほうとしてはちょっとふたは考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました。じゃあ、なるべくふたはしないほうがいいというふうな考え方ということですね。わかりました。

今、部長がオーバーフローしたときにその横の水路、ふだんは水とかも何も流れていないんですけれども、ちょっとコンクリートでずっとあるんですけれども、その今回床上浸水したところはそこのちょっとブロック塀が2段ぐらしか積んでいないんですね。ほかのところは4段ぐらいいあるんですけれども、そこから水が家の庭のほうに流れ込んだみたいなんです。そこをもっとブロック塀を上げれば浸水は多少、これはどっちがいいかわからなかったんですが、防げたのではないかなと、家のほうに入らないように。そこら辺、ちょっとブロック塀が今2段積んであるところをもうちょっと高くして住宅に入らないようにはできないでしょうかね、ちょっと伺います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 今現在、本線の水路の上に2段ブロックしてあって、その横にオーバーフローした分の水路が1m幅ぐらいの水路があって、その2段目のブロックの高さと大体宅地のブロックの高さが同じぐらいかなという感じでございます。これを上げた場合、これは先ほど言いました家の前2号橋、金龍裏のところの状況と似ておまして、あそこを見ていただくとあその橋梁に行く前に宅地造成がされておまして護岸の上に宅地のブロックがついてあるんですよ。1m50cmぐらい。それがその高さまで水位が来てそれが家の前2号橋でそのブロックがなくなりますものですから、水があそこで冠水すると。一気に高くなった水があそこで開けて冠水するような条件です。今回、ここは小さくございますが、そのブロックを高くした場合右岸側もブロックを高くするということが出てくるとは思いますが、高くするとか、の

り面を補強せないかんということが出てきます。そうした場合も水かさがずっと上がったときに、あそこで道路と接しますよね。あそこで非常に大きな水があふれ出すんじゃないかというのを心配しております。それが一気に団地のほうに流れ込んで今以上にちょっと水たまりが大きくなって団地のほうにも大分影響が出てくるんじゃないかと心配しておりますので、ちょっと今現在そういうことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） なるほど、じゃあ今の段階が一応ベストというか、ベター的な考え方ですね。ですから、あそこが低いためにその1軒がちょっと犠牲になっているということも考えられるので、1回裏山をきれいにしたときにまたちょっと住民の方に説明していただいて。本当正直言いますと住民の人も女性1人でやっぱり物すごく不安がっているところもあるし、私も素人なので、一体どの形がベストなのか、ベターなのか、よくわからないので、今の部長の説明を聞くとやはり今の形がベターなのかなというふうには正直思いました。ですから、理解していただけるように住民の方に、そういった説明もよろしく願います。

あと一点、最後になるんですが、あその団地の入り口のところに公園というか、ベンチが1個ぽんとあって、一応団地内には1個公園がないといけないという、そういった決まりもあるようですが、そういった公園があるのですね。ただ、手入れをしていなくて、草がぼんぼん伸び放題で、誰も使える状態では今ないんですよ。1つの考えとして、その公園をもうちょっと掘り下げて、そこをちっちゃい調整池みたいな感じでできないか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 現場のほうに私も行きましたら確かに公園がございまして、あれがちょうど開発したときにつくられた法的に整備された公園だと思います、小さいけれども。あの現場を見ますと、道路より50cmぐらい低いという状況です。高さ的にはオーバーフローした水路がございまして、あの高さですので、オーバーフローした水はあそこにじっとたまっているんじゃないかということで調整池の役割も若干ですがやっているんじゃないかなと思います。

それともう一つは今あそこにすぐそばに井堰がございまして、あれがこういう時期、夏場の時期は井堰が上がった状態で農地の関係で水を使うということで井堰が上がるとですね。それで、どうしてもバックがかかるとって今ごらんいただいても既設の本水路のほうにも水がずっとバックがかかってたまったような状況になっております。あそこを調整池を掘り下げますとその水が調整池という掘り下げた中に、もうたまった状態がずっと続くということが考えられますので、なかなか難しいかなと。今度はたまったときに今度は引かないということも考えられますのでその調整池の機能を持たせればなかなか今の現状でも若干調整池の機能を持たせておりますので、今のままでやるしかないかなと。公園としましては地元の皆さんが住まわ

れる公園ですので、ぜひ地元で少し管理をしていただいで利用していただけたらなというふう
に思っております。

先ほどから高雄地区の話が出ておりますが、この地域は高尾川が満水状態になりますとちょ
うど満水面と地域の高さが大体同じぐらいなんですよね。河川の高さが。河川の水が満水にな
りますと高雄地区は大体その地区の高さ的に同じぐらいだから満水になったときに水路から水
が行こうと思っても行かないのです。行かない状況が生まれてそういう状況でございますの
で、先ほどの原因はというのはいろいろあると思いますが、一番の大きな原因はそういう大雨
のときに高尾川が満水になったときにどうしても水がはけ切れないというところが一番大きな
原因かなというふうに考えておりますので、最終的には抜本的な高尾川の改修を早期に進めて
いくのが大事かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました。濟いません、1点、ちょっと言いそびれていまして、
高尾川の吉ヶ浦橋ってちっちゃい橋があるんですけども、そこも近くの護岸がですね、今ち
よっと崩れているような状態になっているんですね。ちょっと落ち込んできているというか、
あそこもずっとそこはもう柵がしてあっても入れないような状態には今現状なっているん
ですけども、その整備の予定等があれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 吉ヶ浦橋の上流の今入れないようにしております箇所につきまして
は、8月22日の雨じゃなくて、その前の8月上旬に降った雨のときにああいう状況になりまし
て、これにつきましては工事長は大体15mぐらいかと思ひます。これにつきましては国の補助
事業、災害補助事業でやりたいというふうに考えておりまして、まだ災害査定、国の査定官が
来て現地を確認するまだ日程も決まっておりますんで、10月中にあるのかなということござ
いまして、それともう一つ、まだ耕作地に水が要る状況でございますので、まだ水を引いた状
況じゃないと工事もできないということで、事業としては年度内に終わらせたいというふう
に思っております。

それと、吉ヶ浦橋の下流部に一部ちょっと災害があつておりますが、ちょっと根がブロック
積みの根が浮いたような状況でございますので、これについても、クラックが入つておるとい
うことで、補修をやりたいと思ひますが、先ほどの上流部の工事と合わせて工事はやりたいと
いうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました。工事される際には、当然自治会にも話がいきますね、
はい。わかりました。

じゃあ、そこを納得して質問を終わりますが、最後昨日の新聞、何度も出てきています酒造

会社のところで、筑紫野市の。新聞、昨日夜ケーブルテレビも出ていましたけれども、8月22日未明の豪雨災害で直後に被災店舗の片づけ作業など自発的に無償で手伝った同市や太宰府市の中学生20人に感謝状を贈ったと。感謝状を贈られたのは、最も被害が大きかったにしてつ通り商店街にある学習塾三成塾に通う太宰府中、太宰府東中、筑紫野中、二日市中の3年生、同商店街ではそばを流れる高尾川が氾濫。約40店舗のうち30店舗が浸水した。同塾では同日午前9時半から3年生対象の夏期講習が行われる予定だった。建物2階の塾は無事だったが、生徒たちは泥土が覆う商店街の惨状に手伝おうと相談。2人1組で被災店を回り、泥をかき出したり、窓を拭いたり、ごみを集積場に運んだりした。太宰府東中の時津七愛さん、14歳は、とにかく何かしなきゃと夢中だったと振り返る。あと、太宰府中学校の森弓夏さん、14歳は、困っている人を助けることの大切さや感謝されることの喜びを感じた貴重な体験だったと挨拶した。もう非常に感動的な話で。済みません、ちょっと涙ぐんでしまうんですが、こうやってすばらしい中学生もいます。今後とも災害対策、中学生がやはり地元にいるということで一番もし何かあったときは役に立つという言い方は失礼かもしれませんが、力になってくれると思いますので、そういった今後指導のほうもしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、2番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔2番 神武綾議員 登壇〕

○2番（神武 綾議員） おはようございます。

議長から質問の許可がありましたので、通告しておりました2件について伺います。

まず初めに、小・中学生の夏休みについてです。

今年の夏は雨の日が多く、地域の夏祭りが中止になったり、野外活動が縮小されて残念な夏休みを過ごした子どもたちが少なくなかったようですが、コミュニティスクールの取り組みの公民館学習やPTAのおやじの会主催の肝試しなどで、子どもたちが集まれば元気な姿があちこちで見られました。しかしながら、日中保護者が仕事で家におらず、ゲームにはまり込んでしまったり、お友達と顔を合わせるチャンスがなく家にいるなど、1人で過ごしている子どもたちもいます。市内の小・中学生の夏休みを楽しく充実した毎日を過ごせるよう、場所の確保やきっかけづくりをさらに増やすべきだと考えます。

1つ目は、学習の場についてです。

夏休みとなると、必ず保護者の方から子どもたちが学習できるように開放している場所はないのって聞かれます。現在、プラム・カルコアで利用団体がないときにあいている部屋を子どもたちに開放しています。そのほかにいきいき情報センターやルミナスのオープンスペースで、小・中学生、高校生までもがよく集まっているのを見かけますが、市として学習の場と認識しているのか、現状をお聞かせください。

2つ目は、小学校のプール開放です。

夏休みのプールは各小学校によって利用児童、また利用方法が違うようです。以前、決算委員会で触れたことがあります。PTAで監視員を雇っているところ、また保護者で監視を持ち回りしているところ、学童保育のみに開放しているなど、ばらばらです。子どもたちは夏はやっぱり水遊びが大好きです。プールや川や海、そういうところに行けないときは庭で水のかけ合いなどをして遊んでいます。公共施設で子どもたちがお金の負担なく遊べる場所の提供として市内平等に小学校のプール開放してはどうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

3つ目は、小・中学校出校日の設定です。

現在、市内小・中学校の夏休み中に「出校日」はありません。私たちが子どものころは「出校日」があり、8月6日、9日には原爆投下の日として出校し、映画を見たり、また体験者のお話を聞いたりする時間がありました。以前のように復活させれば、子どもたちが平和についてクラスで考え合ったりする貴重な時間がとれるのではないかと考えます。また、周りの子どもたちを見ても、30日から40日間ある長い夏休みの間、友達と会うチャンスが全くなく、遊ぶことがない子もいます。学校の出校日で宿題の見せ合いっこをしたり、先生から宿題がどこまで終わったかを聞かれて焦ったりして、自分の夏休みを振り返ったりする貴重な出校日だと思います。その設定についてのお考えがあるのかどうか、伺います。

次に、新保育制度について伺います。

平成27年4月より実施される子ども・子育て支援新制度についてです。

この制度の大きな柱は保育制度の変更と学童保育の条例制定、そして子ども・子育て支援事業計画の策定です。この制度は民主党政権時代の約4年前から保育の市場化と待機児解消策を目指して改革が進められてきました。子ども・子育て支援法成立の議論の中で、保育所を児童福祉法第24条1項に明記されている市町村が責任を持って保育を実施することを市場化のために削除する動きがありましたが、保育関係者の運動の中で残され、今後もどんな子どもも保育を受ける権利があるということが残りました。その中身について伺います。

資料を配付させていただいています。表面の施設型給付の概要と仕組みをごらんください。下の表になります。

これから保育所の入所は、保護者が支給認定を申請し、子どもたちが第1号から第3号までの認定が行われます。第1号認定は満3歳以上で教育を希望される方、幼稚園や認定こども園の利用希望者になります。2号認定は3歳以上で保育の必要な方、保育所などでの保育を希望される方です。そして、3号認定は2号認定の3歳未満の子どもに、この3つに区分されます。さらに、2号、3号認定の場合、就労を理由とする利用の場合は、保育の必要量として表の真ん中になりますが、フルタイムを想定した保育標準時間11時間と短期時間でパートタイムを想定した保育標準時間8時間とに分けられます。

そして、裏面の地域型保育事業の認可基準になりますが、保育所はこれまで認可保育所と届け出保育所に分かれていましたが、さらに受け皿を増やすために地域型保育の小規模保育所、家庭的保育所、居宅型保育所などが加わり、0歳から2歳までの子どもたちを19人以下の少人

数で保育できる施設を増やすことができるようになります。待機児童の解消をさらに進めることができるようになるということです。太宰府市においても、これに関係する条例が今議会に提案されています。保育所は児童福祉法第24条の第1項ですが、保育所以外の認定こども園や、今説明しました小規模保育などは2項に位置づけられています。そして、現在待機児の受け皿となっている認可外保育所、届け出保育所はこのシステムの中には入っていません。

今後、保育入所は認定を受け、利用区分が決まり、認定証が発行されると、保護者と事業者の直接契約を行い、保育料も事業者が徴収することになります。この新制度自体、公定価格や保育料の国基準等決まっていない中で、入所希望者、保護者に一番近い市町村窓口で今大変な準備を進めているところだと思いますが、4点について伺います。

1つ目は、平成27年4月に保育制度が変わることが今保護者の中に余り知らされていません。制度変更の周知についてのスケジュールと、また例年どおりであれば保育所の認定事務や保育認定などは12月から受け付けが始まるのではないかと思います、行政の対応が間に合うのか、伺います。

2つ目は、今保育所入所の申込待ち数が166人と聞いています。この数字には、求職中の方も入っていますので、県への報告の待機児としての数字とは違っていますが、4月からはこれらの方たちも含まれて待機児童数となります。4月開所予定の五条保育所の改築、定員増により待機児童が解消されるとは言えない状況ではないのかと思いますが、その見通しについて伺います。

3つ目は、小規模保育所や居宅保育事業などについては保育所に比べ子どもの人数に対しての保育士の人数や資格が十分でないと思います。この点の認識について伺います。

最後に4つ目ですが、この支援制度を検討する子ども・子育て会議が行われていますが、現在今年3月と8月の2回しか開かれていないようです。進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

以上、再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 1件目の小・中学生の夏休みについてご回答を申し上げます。

1項目めの学習の場の確保についてですが、まず市の公共施設におきましては、小・中学生が学習の場として利用できるのは、プラム・カルコア太宰府、いきいき情報センター、女性センタールミナスの3館でございます。プラム・カルコア太宰府は、夏休み期間中に限りまして

予約の入っていない部屋を学習室として開放しております。また、いきいき情報センターは、年間を通して開館時間中は2階フロア学習室コーナーに設置しております、机、椅子を学習のために利用できるようにしております。女性センターミナスにおいても、年間を通して開館時間中には学習室を学習の場として開放しております。

また、学校におきましては、今年の夏休みに教員が補充学習を実施した学校は、小学校で5校、中学校では全ての学校で夏休みの課題やプリント学習など、基礎基本の定着を図ることを目的に、3日から5日程度、希望者または学年全員など、学校の実情に応じまして実施しているところがございます。さらに、保護者や地域住民のご協力をいただきまして、補充学習を実施した学校は、小学校2校で、自習時間を設けまして、生活習慣の確立や基礎基本の定着を図ることを目的に、それぞれ3日間実施しております。

次に、2項目めの学校プールの開放についてお答えいたします。

夏休み中における小学校のプールにつきましては、教育委員会から各学校長宛てにプールの使用日時を事前に照会をいたしまして、提出されました予定日時に合わせてプール監視員を配置しておるところでございます。利用団体は、PTA、地区、学童保育所となっております、学校によって利用状況が異なっておるとい状況です。

最後に、3項目めの出校日の設定についてお答えいたします。

市立小・中学校におきましては、従前は夏休みの8月6日、または9日及び21日を出校日に設定をしまして、特に原爆投下の期日に行う出校日には平和学習を行ってまいりました。しかし、平成9年度の夏休み中に近隣の市において児童・生徒の命を脅かす事案が発生しましたことを契機としまして、出校日の見直しを行い、夏休みの事故や犯罪が頻発したこと、出校日に家庭の事情等により欠席する児童・生徒が多いことなどの背景を考慮しまして安全確保上の問題や家庭教育の充実の趣旨から、市内及び近隣の小・中学校では出校日を廃止しまして現在に至っているところがございます。

なお、ご質問にあります平和学習につきましては、福岡大空襲の期日にあわせて平和学習を行うなど、各学校で適切に教育課程に位置づけられており、さらに修学旅行において、小学校では長崎、中学校では知覧の平和会館等を訪れまして、平和学習を設定しているところがございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ありがとうございます。

学習できる場として3つあるとおっしゃいました。実際に私がその保護者の方、市民の方から聞かれたときにここが学習できる場だよというふうに言ったことがなかったんですけども、プラム・カルコアにつきましては利用団体がなくてあいている部屋だけはあるときにその部屋を利用していいというふうは今設定されていると思うんですけども、今後、この3カ所をその学習の場として保護者の方にお知らせはしてよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） プラム・カルコア太宰府、それから女性センタールミナスにつきましてはホームページ上でも学習室を開放していますということで掲載をしております。また、いきいき情報センターのフロアにつきましてはこれまでずっと使用をお願いしておるところでございますので、これについてはもう周知ができているところではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） プラム・カルコアにつきましてはあいている部屋をホームページに載せているということは今回私も夏休みに調べたりしまして見かけることができました。実際、子どもたちがインターネット、ホームページを見て、今日あいているかあいていないかというのを確認するかといったら、多分それはなくて直接行って今日閉まって使えないといって帰ったりとかということとか、あると思うんですね。ですので、勉強しよう、ここで夏休みの勉強しようと思って子どもたち来られていると思うので、プラム・カルコアで1部屋、必ず夏休みは確保するとか、あとプラム・カルコアで例えばその日は使える部屋がなかったらルミナスやいきいき情報センターがありますよというふうな、そういうふうな告知も必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 今、お話しいただきましたとおりホームページ等で学習の場として開放しておるということは引き続き継続して発信していきたいというふうに思っております。ただ、今後のことについて少し教育長とも相談をしておるところでございますが、公共の施設につきましては特にいきいき情報センターの研修室等についてはかなりの稼働率でございます。あきのスペースを考えながら学習の場で新たに設定するというのはかなり難しい状況でございます。プラム・カルコアにつきましては、本年度の夏休み中に実施したとおり継続して実施はできるんじゃないかなと。それから、女性センタールミナスについてもこれまでどおりということでございます。ただ、今後を考えると、もうこの公共の3館につきましてはある程度限界がございますので、そうなってきますとほかの場ということで考えたら、現在計画をしております市内の小・中学校のエアコン設置の計画がございますので、そうなりますと学校の普通教室棟もそういった場としての活用ということも考えられるのではないかと。ただ、監督とか指導者の問題、課題はございますが、そういったところも構想としては考えていくこともできるというふうに考えております。

また、コミュニティスクールの取り組みといたしまして、学校運営協議会等で協議をお願いをいたしまして地区の公民館等の利用等についても地域のほうにも相談をしながらそういう方向ができないかということで検討あるいはしていけたらと、構想としてはそういったようなことも今後の検討課題の一つということで考えてはおります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 現状についてですけども、先ほど申しました子どもたちに対してここがあいている、学習できる場だよというふうな告知をホームページとおっしゃいましたけれども、学校を通してチラシなどで案内するという事はされていますでしょうか。されていなければ今後そのようなことが考えられるかどうか、ご返答ください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 現在のところ、小・中学校を通じましてそういった公共の施設が学習の場として開放しておるということは特に連絡はしておりません。必要に応じて検討はしたいというふうに思っております。ただ、1つだけ申し上げておきたいのは教育者の一人として1つ考えを述べさせていただくなら子どもたちが学習の場ということで小集団で、あるいは小グループで課題を持ち寄ってお互いに勉強を教え合っ、そういう場も場合によっては必要であるというふうに私も捉えておりますし、授業の中でも小集団を使った協議等の時間というのは状況によってかなり効果のある手法だというふうには捉えておりますが、ただ学校のほうに今、学校が子どもたちにどんな指導をしておるかといいますと家庭学習の習慣をつけると。学力向上のためには非常に大きな意味を持っております。せっかく学校で勉強しても家で何もやらなければそれが定着しないと。もう家庭学習の習慣を図ること、これがもう最重点課題の一つでございます。そのための方法といたしましては集団で勉強することももちろん大事なんですが、集中してとにかく誰ともしゃべらずに30分でも1時間でも集中する時間を家庭の中でつくっていくと。それがすごく効果があるというふうに考えております。ただ、単にですよ、単純に子どもが勉強していくって、図書館に行ってくるって、すごく聞こえはいいんですけども、3時間、4時間、私たちがそうでしたがぶっ続けで勉強するというふうなことはできませんですね、休憩が半分入って友達とのコミュニケーションの時間が半分入ってと、その程度、そういったようなことも考慮して単純に子どもがしたいからといってさあ行ってこいというのどうかなと。集中して勉強しなさいという指導と一緒に家庭学習の習慣を持つということも一緒に保護者も一緒に指導していただいたらなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 教育部長がおっしゃられることもごもっともだと思います。実際にコミュニティスクールで夏休み、公民館学習を実施された小学校などありますけれども、やっぱり学校とも家とも違う場所で子どもたちが一緒に集まっているんだけど、違う場所ですることでもまたちょっと集中力がアップしているというふうなことを感じましたというふうなお話もありました。家の中で30分とか集中できるような場所がある子たちはいいとは思いますが、実際に兄弟児がいたりとか思春期になると勉強しているところを親に見られたくないと

か、何かそういうのでなかなか家でやらない、違う場所だったらやるみたいなどころもあるみたいですので、全部が全部どこかの場所に出て行って勉強するというのではなくて、そういう子どもたちがちょっと気分転換に1つの場所で集中して今日はやろうというふうな場所があってもいいのではないかな、保障してもいいのではないかなということで今回の質問をさせていただきました。今後、学校など使ってそういう学習の場もつくっていくというふうなお話でしたけれども、教員の方、先生方に負担のかからないような形でお願いしたいと思います。やっぱり教員の方が随分と多忙な日々を送っておりますので、コミュニティスクールが進められて定着しつつありますので、地域の方などをですね、巻き込みながらつくっていただければいいかなというふうにも思っております。

1件目は以上です。

いいですか。

○議長（橋本 健議員） どうぞ。

○2番（神武 綾議員） 続いて、2件目の小学校のプールについてですけれども、学校教育課のほうから校長先生のほうに使用日時をお知らせしているというお話でしたけれども、子どもたちがその学校のプールに自由に使えるというふうな前提だと思うんですが、実際にやはり保護者の方たちが行き来が危ないので交代で、見守り、それから付き添いなどをして行っているところがあったんですけれども、実際にそういう保護者の方たちがなかなか人数が集まらなくてプール開放ができなくなったというふうな小学校もあります。近隣の大野城市などでは通学している児童と保護者、それから兄弟児ですね、幼稚園の子どもたちも一緒にプールに入っているというので案内をしていて、すごくたくさん子どもたちが集まってきているようなんですけれども、こういうふうにやれば、人の行き来ができて安心感も増えるのではないかと思いますけれども、こういった点からはいかがでしょうか。どんなふうに考えられていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） まず、プールの使用状況を少しお話ししとった方がいいかと思いますが、今年の夏休み期間中の7小学校での子どもたちの使用状況は、延べ人数でございますが4,350名ほどの利用がっております。太宰府市の小学生が大体4,000名程度でございますので、単純計算しますと1人1回以上は泳いだといったような計算にはなるかと思えます。先ほども申し上げましたとおりPTAで監視を、見守りを行っていただきながら子どもたちが泳いだりとか、地区で引率をされて、そして見守りをしていただいで泳いだりとか、あるいは学童保育所の中の見守りの中で子どもたちが利用したりとか、いずれにしても市の業務委託で監視員を少なくとも2名はつけて監視に当たっておるところでございます。今、ご提案といたしますか、お話しいただきました幼稚園の子どもたちとか、そういったところになりますと、また責任の所在もございまして、教育委員会といたしましては小学生の子どもたちということで開放をしていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 今、7小学校で4,350人というふうにおっしゃいましたけれども、実際にその小学校から、案内がなくプールに入っていないという小学校もありますので、今後、子どもたちが夏休みに水に入って心も体も開放するというふうな、環境をつくっていただきたいと思います。小学校のプールに入るといことはお金もなく、自分たちの通っている学校で安心できる場所での遊びということにもなりますので、そういう点からも校長先生と、少しコミュニティスクールも含めて検討いただければ、お願いしたいと思います。

続いて、出校日の件についてですけれども、平和学習については6月19日に設定、カリキュラムの中に組み込んで行っているということですが、8月に、原爆投下の日、それから終戦記念日があります。今、太宰府市でも6日と9日にはサイレンが鳴っておりますので、子どもたちですね、そのサイレンが聞こえると手を合わせたりというふうなことをしている子どもたちもおります。それが学校に集まって教室の中でそういう行為を行って69年前のその日を思い出して平和を考えるというふうな取り組みも必要ではないかと思えます。平和学習、それから先ほど申し上げました子どもたちが顔を合わせる場を少し増やしていただきたいなというふうに要望いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2件目、いいですか。

（2番神武 綾議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 次に、2件目の新保育制度の施行についてお答え申し上げます。

まず、1点目の保護者への周知についてでございますけれども、保護者を初め市民への周知といたしまして、広報、ホームページを活用し、周知をすることと予定をしております。さらに、例年11月中旬に配布予定の保育所入所申込案内に、子ども・子育て支援新制度についての情報を掲載する予定としております。

また、入所申し込みと保育の必要性の認定申請についてですが、1回の申し込みで同時にできるよう現在システムの開発を行っております。時期につきましては、余り遅くなりますと入所判定作業が厳しくなりますので、例年どおり12月からを予定しております。

なお、ご質問の中で、今後保育入所は認定を受け、利用区分が決まって保護者と事業者の直接契約を行い、保育料も事業者が徴収することとなりますということでございますけれども、この件につきましては認定こども園、幼稚園につきましては利用者は事業者と契約し、保育料は事業者を支払っていただきます。保育所につきましては市町村と契約しまして、保育料は市町村に払っていただきます。ですから、これまでと何ら変わりはありません。

次に、2点目の待機児童は解消されるのかについてでございますが、待機児童解消のため、



これまで保育所の新設、増築等を行っておりますけれども、入所申込児童のうち入所できていない児童数は8月1日現在で166人となっております。そのうち、求職中を除きました、いわゆる待機児童数は本年4月1日現在で12人となっておりますが、その後増加している状況にはございます。平成27年4月に五条保育所が移転新築し、定員が現在の90人から200人となり、110人の定員増となるため、現行の制度に基づく待機児童は解消される見込みでございます。

なお、新制度のもとでは保育を必要とする事由では、求職活動を継続的に行っている場合につきましても保育の認定を行うこととされておまして、これらの児童についても待機児童と捉えるものとなれば待機児童はかなり改善されるものの、ゼロとにならないことも考えられます。この場合につきましては、五条保育所の移転新築後の入所申し込みの状況等を見ながら、本年度策定予定の太宰府市子ども・子育て支援事業計画の中間年度で保育の必要量の見直し等を検討してまいります。

次に、3点目の児童福祉法第24条第1項の保育所の保育と第2項の保育所以外の保育はともに格差なく保育を受けることができるのかについてでございますけれども、子ども・子育て支援新制度のもとでは児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等につきましては、市が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により認可を受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準によりまして確認を受けた後に事業を行うことができます。家庭的保育事業等につきましては、それぞれの事業類型ごとの職員数、職員の資格要件が違っております。また、それぞれの施設の特性がございますので、保育の内容は全く同じ条件にはならないものと考えておりますけれども、本市におきましてはこれまでと同様、認可保育所を整備していくことを基本に考えております。

最後に、4点目の子ども・子育て会議の進捗と今後の予定についてでございますけれども、子ども・子育て会議につきましては、第1回会議を平成26年3月に、第2回会議を8月に開催しております。第2回会議におきましては、子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査の結果報告、子ども・子育てニーズ量の見込みについて協議を行っております。また、本議会におきまして条例として提案させていただいております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についての説明を行っております。今後の日程といたしましては、年内に3回の会議を開催し、太宰府市子ども・子育て支援事業計画の素案を策定し、パブリックコメントを実施した上で、来年3月には最後の会議を開催し、計画を策定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ありがとうございます。

この制度が4月から始まるということに関しまして保育時間の決定、それから保育料の変更ですね、先ほど壇上でもお話ししましたけれども、保育時間については今まで制限がなかったのですが、8時間と11時間に、認定が分かれたりということなどが始まります。保護者の方

は、恐らく4月1日の時点で今通ってある保育所が大幅に変わるとか移動するとかというようなことはないと思うんですけども、認定が出て、その認定証が届くということ自体がまた新しいことなので、これからその保育所がどうなるのかというような不安になられると思います。これに関して窓口で、やっぱり保護者の方が殺到されると思うんですけども、保育所ごとに説明会を行うとか、一定保護者の方が安心できるような説明が必要ではないかと思えますけれども、その点について、先ほど広報とかホームページとかというお話ありましたけれども、直接話を聞くような機会を、疑問点を聞くというような機会を設けるべきではないかなというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 確かにおっしゃいますように今回の認定制度というのは新しくできる制度でございますけれども、幼稚園につきましてはその認定証につきましては幼稚園を通じて交付するようになります。それと、保育所につきましては先ほども言いましたけれども、入所の申し込みと同時にその認定証を交付するというふうな形で進めております。ですから、初年度でもございますので、特に今までと変わった手続にはならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） それはよくわかります。手続も変わらないと思うんですけども、保護者の方が不安になるということですね。この先、全く変わっていないわけではなくて、やはり変わっていくというふうな、保育の事業所自体も今まで認可と届け出、認可外保育所の2つだったのが実際に地域型保育事業、家庭的保育ですね。の事業として4つ事業所がまた増えるということで選ばれる方はそういう施設自体が増えていくということで今後自分の子どもたちの保育をどういうふうにしていこうかというのは恐らく不安にはなられると思いますので、そういうような要望があったときにはぜひ対応していただきたいというふうに思います。

そして、今、この制度については国のほうが内容が、まだはっきり決まっていないところもあって、国の会議の中でも問答集をまだつくっているような状態があるというふうにも聞いております。そういう中で窓口で保護者の方とやりとりをするわけですけども、今保育児童課の課長さんもお休みされているということで大変な業務になるのではないかとこのように思いますけれども、今後その認定作業とかも含めて今の保育児童課の職員数自体が足りないのではないかとこのように思いますけれども、その点については何か方向性はあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 心配していただいてありがとうございます。確かに課長が不在にしておりますけれども、今年度新たに子育て世帯の臨時給付金とか、そういった業務も入りまして保育児童課のほうで、非常に業務が多忙になっているというのは事実でございます。ただ、それはそれとしまして今ある業務を、私たちは私たちに人員の中でやっていくということ

で考えております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） この点につきましては、そういう保護者の方たちの安心感を与えるという意味でも、人員の確保は少し余裕を持って考えていただきたいというふうに要望いたします。

それから次、2項目めの保育所の入所申し込みを待っている方が今166人というふうにお話ししましたけれども、来年度その保育の認定のときに、恐らくこの人数が増えていくだろうというふうなお話がありましたけれども、今の保育園の五条保育所が開設したとしても今の保育施設だけではやっぱり賄えないのではないかとというふうに思います。今の認可外保育所が認可に移行するとか、そういうふうな希望も出てくるとは思うのですが、この制度の中ではやはり民間の事業者が、こういう0歳から2歳児の子どもたちはこの4つの事業、小規模保育事業だったりとか、そういうところで待機を解消していくというふうな流れがありますので、実際に太宰府市がそういうふうな業者を認可するような流れが開かれていくのではないかとというふうにちょっと心配をしております。

待機児の解消といたしまして、私たちが今市民アンケートをとっているところですが、今実際に待機児で待つてある方のお話なのですが、今これですね、原文から抜粋ですが、市長さんに手紙を出そうとあってあったところに今市民アンケートをいただいたのでここに書かせていただきますということで書いてありました。私には0歳と2歳の子どものお母さん、昨年の11月に太宰府に引っ越してきました。待機児になったので、その後やっと入れた認可外保育所が2人合わせて保育料が毎月6万2,000円かかっているということです。認可外保育園はお弁当とおやつが持参なので、さらに1万円プラスの出費があって、今8万円近く保育所に支払いをしているということなんですけれども、ご主人が朝から深夜まで働いて手取りが16万円ということで、ご自身がパートで働いているので認可保育園の入所自体が優先順位が低くなって、ほとんどパートのお給料が保育料に消えているというような状態で、今もう本当に生活ができないということで困っているというようなお手紙をいただきました。

この待機児が今後166人がさらにちょっと増えるとしても今までの認可外保育所がそういう待機児を担わなくてはいけないというような状況が続くのではないかとというふうにも思います。認可外で今保育を受けている方に対して保育料の助成を行っているところもあります。那珂川町や大野城市では認可保育園の保育料と認可外保育料の差額を助成していますけれども、このような制度を太宰府市のほうで検討はできないかどうか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今、届け出保育所に対しましての補助でございますけれども、子どもさんと職員に対する健康診断の補助を実施しております。そのほかについては補助はございませんけれども、これまでの届け出保育所の果たされた役割を十分考えながら運営を行っておりますけれども、これまで認可保育所に入っていただくべく保育所の増築をずっと継続してお

ります。五条保育所の200人を開所しまして、その後どういうふうになるのか、ちょっとその辺を見ながら今後考えていきたいというのが現状でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 今、お答えいただきましたけれども、待っている方は毎月入れるまでの間に保育料を払っていくわけですけれども、差額の負担というのが大きいです。認可外保育所の経営も大変で、今保育士さんの健康診断の分を負担、補助されているということでしたけれども、今認可外保育所が市内9カ所あって、もう長年太宰府市の保育、子どもたちを見るという立場で頑張っている事業者の方がいらっしゃいます。なかなか認可保育所に入れないひとり親の家庭だったりとか、ひとり親というか、外国人の方のお子さんなど早急に対応してあげたいということで受け入れられているところもあります。経営上補助がありませんのでとても厳しいという中で太宰府市の保育を支えられているわけですけれども、こういう事業者に対しての補助など運営費補助とかということは独自に考えられませんか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 現状では届け出保育所へのその助成というのは考えておりません。認可保育所を希望される方については認可保育所を増設しておりますので、そちらのほうに入っていくべく毎年増築をしておりますけれども、届け出保育所さんのこれまでの経緯というのは十分わかっておりますけれども、今回の新制度でこの地域型保育というのが3歳未満の方を対象にした保育所ということになります。ですから、その辺のどうなるのかということも含めてその届け出保育所さんのほうにも十分に説明しながら、今後の方策というかを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） この制度の中で認可外保育所、届け出保育所が蚊帳の外になっていますので、今まで支えてきた事業者さんを市がサポートするというような体制づくりも必要かなというふうに思います。先ほどもお話ししましたアンケートに書かれていた女性は20代の若い女性で、この前ちょっとお会いしてお話ししましたが、子どもにとってどの保育所がいいかということ、9カ所全部回って園長先生とお話をされて園を選ばれています。でも、実際にその園に決めたのはあきかなかったからなんです、やっぱり。0歳児と2歳を預けられる保育所がなかったということで受け入れてくれるところに入ったわけですけれども、事業自体、運営自体が厳しいということで保育士さんもぎりぎりの状態で、2歳の上のおさんはもうおむつが外れてパンツになっていたんですけれども、保育士の手が足りないので保育園に来るときにはおむつにしてくれということで、本当にもう私パンツで大丈夫なのって元気に歩き回っていた子が保育所に行くときになるとおむつにかえさせられるので、もう朝から本当に大変な戦いをしているというふうなお話をされていましたが、子どもたちのその成長に合った発達を促すような保育が本当に十分にされているのかというと難しいというか、足りない部分があると思います。ですので、そういうところも含めて太宰府市全体の保育所、事業所を考える

という点でご検討いただきたいと思います。

市長にじかに話に行きたかったというふうにおっしゃっていましたが、このような状況を市長、どのようにお考えになりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 幼児教育、あるいは子ども、次世代を担う子どもの教育、保育、大事だというふうにしております。今、幼稚園、あるいは保育所を含めまして大体4,000人弱ぐらいの全体の子供がいます。1,000人が幼稚園、そして約1,000人が保育所、そして在宅が2,000人というふうなのが大方のつかみだろうというふうに思います。今、家庭で養育をされる方がやはり外に職業を求め働かざるを得ないというような状況もあります。基本はやはり自分の子どもは責任持って自分で育てると。抱き締めて愛情豊かに育てる、感性をそこにきちっと子どもたちに育てるということが基本だと思います。公的なものはそれを補完する意味で保育所、あるいは家庭におられる、養育をされている方についても、また同様に市は責任があると。例えば公民館であるとか、あるいはいきいき情報センタービガールームであるとか、あるいは小サークルで集まって保育のこと、あるいは子どものこと、養育のこと、将来のことを含めて話し合うということ、そのことについても大事であるということ。子育て支援センターではご承知かと思いますが、それぞれの保育士が家庭に訪問し、そして悩みであるとかを聞いて、そして対応をいたしております。実に98%にわたる家庭訪問をしておるといふ実績からもそのことが言えるというふうにしております。認可外の保育所等も今までの幼児保育を担ってきてもらった、あるいは今も担ってもらっているというふうなことは間違いないというふうに思います。今、そこを全体の待機児童そのものとり方等々についても全て公的なもので100%以上を行うということも急激にはそういった配慮等も必要だというふうに私は思っております。したがって、今、部長のほうからも回答しておりますとおり、認可外保育について市としての支援の可能性の限界を含めて今そこをやっているところです。あえて認可外を容認すると公的に容認することについても問題があるというふうに思います。そこでの事故であるとか、あるいはきちとした資格なしの中で行われておるといふようなことについて子どものそういった感性がそこでそういった形で本当に育つかどうかという疑問もあります。したがって、今国が流れとして行っておりますのは何とか待機児童を解消しようというふうな形の中で既存のそういった施設についても要件が整うならば、そういった吸い上げといいたしでしょうか、引き上げていこうというような趣旨でありまして、市といたしましてもそのような方向で何とか子どもたちの待機児童解消に向けて、あるいは全ての子どもたちについての養育、次世代を担う子どもたちのありようについて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） この制度が太宰府市で子育てをしているお母さん、保護者の方、お子さんのある一部ではあると思います。今その認可外である事業所に対して既存の認可外保育所を

この支援制度の中に引き上げていくというふうな方針があるんですけども、実際にこの保育児童課のほうで支援制度に移行するための意向調査をそれぞれの施設にとってありますけれども、そのときに届け出保育施設というのが定員が20人以上というところがほとんどなんです。8カ所なんです。この制度の中、地域型保育事業の中ではもう19人以下というふうになっていきますので、今の認可外保育所がこの事業に当てはまるかという、恐らくそれは無理だと思いますので、そこら辺は太宰府なりですね、対応が必要ではないかなというふうに思います。

まだちょっと2項目めまでしか行ってないんですけども、ちょっと時間がないので。今この支援制度の流れの中で地域型保育所、地域型保育事業の中での職員、子どもに対する保育士の数と資格ですね。今お配りしています裏面の認可基準なんですけれども、小規模の保育事業のC型のところはお子さん3人に対して1人の保育士なのですが、この職員の方は家庭的保育者ということで保育士の資格は要りません。市町村が行う研修を修了した者というふうになっていますので、そういう方、こういう事業所に、子どもを預けるとというのが保育を保障できないというようなことは今までの流れの中ではっきりしていることだと思います。部長が先ほど認可保育園で待機児童解消に進めていきたいというようなお話もありましたので、今後、4項目めのほうになりますけれども、子ども・子育て会議、これから年内4回行うということでしたけれども、5カ年の事業計画を立てるということで、その会議の中で認可保育所をこれからどの程度増設していくべきなのか。それから、学童保育所の条例制定についても検討していくことになると思いますけれども、そういうところに組み込んでいただきたいと思いますというふうに思います。この子ども・子育て会議なんですけれども、太宰府市で2回ということで早くから取りかかっている自治体によってはこういう地域型保育事業の事業認可基準を上乗せしても職員は全員保育士のみというふうに決めているところもありますし、給食についてはもう自園調理のみで外からの搬入はなしとか、それから子どもたちの遊びの確保をするために遊技場、遊び場は必ずその園の中に設定しなければならないとかというような基準を会議の中で決めて盛り込んだ条例を提案されているところもあります。

ですので、先ほども申しましたけれども、事業計画ですね。太宰府市の子どもをこれからどういうふうに育てていくかという点に立って委員さんが恐らく事業者さん、保育園の先生だったりとか、保育所の先生、それから実際に保護者の方などが入っておられますので、そういうところも含めてよく話を聞いてアンケートはとられたというふうにおっしゃっていただけたけれども、実際に保育所に通わせているお母さんたちの声なども聞き入れながら計画を進めていただきたいと思います。

また、今、公立保育所が五条保育所、今1カ所になりまして移転、それから増員になりますけれども、公立保育所は民間保育所の保育水準のモデルとなりますので、このまま存続させることを要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔10番 不老光幸議員 登壇〕

○10番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告をいたしておりました3件について質問いたします。

まず1件目は、中学生通学にコミュニティバスの利用についてであります。

本市では、北谷区、松川区、内山区の小学生の通学にコミュニティバスを利用している児童には、その利用料金を半額にする補助措置をとっております。これは児童の登下校どきの児童誘拐などの事故を予防する目的で、利用者も多く、好評にて今日まで推移いたしております。

一方、中学生の登下校は、自転車通学、徒歩通学、バス利用とさまざまな方法を実施されておりますが、バス利用も特にクラブ活動後の下校どきのバス利用の希望も多く、通学費用の軽減のため、小学生と同じように半額の補助措置がとられないかをお伺いいたします。

次に、学業院中学校と水城小学校を小中一貫校のように、校舎、運動場をそれぞれ1カ所にまとめ、共有にすることができないかを伺います。

理由といたしまして、先日総務文教常任委員会の所管視察において、学業院中学校の現場の先生方から、運動場が狭い、200mのトラックができない、体育祭のときに地域保護者の観覧場所も十分に確保できないとの実情説明がありました。これの解決には、学業院中学校の敷地単独ではいろいろと検討をされても、現状では解決は難しいと思います。抜本的な発想の転換にて解決の方法を考えてみる必要があると思いますが、教育長のご見解をお伺いします。

次に、福岡市地下鉄の福岡空港線を太宰府天満宮近くまで延伸化についてであります。

先日、西鉄バスが博多駅、福岡空港国際線から太宰府駅までの直行便を開設しましたが、非常に利用者も多く好評のようであります。最近、太宰府天満宮に訪れる中国、韓国、東南アジアを含めた外国人観光客が多くなってまいりました。今はツアー客が多いようですが、そのうちにリピーターとして次に来られるときは、家族、友達などツアーを利用しないお客さんの数が多くなると考えられます。また、国内の遠方からの航空機、JR利用者も含めた観光客の利便性を考えて、今から地下鉄の延伸化を視野に福岡市を初め、関連の市町及び県、国との協議を始められてはと思いますが、市長のご見解をお伺いします。

以上3件について、それぞれ件名ごとご答弁をお願いします。

再質問は発言席にていたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 1件目の中学生のコミュニティバスの利用についてでございますが、子

どもたちの通学に関する内容でございますので、まずは私のほうからご回答を申し上げます。

登下校におけますまほろば号の通学割引制度は遠距離徒歩通学の小学生の体力に対する配慮から、現在太宰府小学校におきまして84名を対象に実施しております。中学生の状況としましては、現在太宰府中学校の生徒で、自転車との併用も含めまして83名がまほろば号を利用しております。中学生も小学生と同様にまほろば号の補助というご提案でございますが、健康面から考えた場合、子どもの体力低下が全国的な問題となっておる中、中学生の時期は体力的にも成長期にありまして、この時期にできるだけ体を使うこと、すなわち徒歩や自転車で通学することを毎日繰り返し、その積み重ねにより体力を養うことも重要であるというふうに基本的には考えております。

現在、太宰府中学校では直線距離で2 km以上の松川、内山、北谷、三条台、そして三条の一部で自転車通学を認めております。また、中学生のコミュニティバスの料金につきましては、西鉄の路線バス料金との整合性もありまして、今後の検討課題の一つというふうにさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） 今、教育部長のご回答では一番に優先にしているのは子どもの体力増進のために、通学にバスを利用しないほうが良いというふうなふうに伺ったように気がしますのですけれども、私は子どもたちの安全が第一だというふうに思っております。特にそういう順位づけだけで論ずるならば、私は安全が第一じゃないか。普通こういう不祥事というのはですね、めったに起きることはありません。今まで起きたことはないかもしれません。どこもそういう状況でありますけれども、じゃあ全国的に見るとゼロかというところではない。起きたときにはもう大変な全国的な問題に発展すると思っておりますので、安全ということにおきましては中学生も小学生も一緒だと思うのです。だから、体力の構造のためには別の方法ですすね、学校で運動場をもう少し利用するようにするとか、いろんな方法はあると思うのですけれども、安全第一を考えた場合には私はバスを利用したほうが良いのじゃないか。特に自転車は、帰りはみんな押していっていますよね。三条とか、三条台あたりはそんなにないかもしれませんが、内山とか北谷の方々は最後は自転車を押していきますね。特にクラブ活動をした後なんかはもう体力それ以上に歩いて体力増進をしなければいけないという解釈はないと思うのですよね。だから、クラブ活動をやったときには荷物も非常に多ございます。それからまた、時間帯にも多ございますので、一考していただくほうが良いと思っておりますけれども、もう一度どうなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 不老議員さんご心配いただいておりますとおり、安全面等を考えますと確におっしゃるとおりのところだろうと思っております。また、部活動でしっかり子どもたちを鍛えておりますので、その後に自転車に乗って帰る、あるいは徒歩で帰るとなると、その

辺の子どもたちの負担というのも確かに大きいだろうというふうに考えております。最初にご回答申し上げましたとおり、そこら辺も含めましてですね、バス料金等の西鉄の路線バスの料金等の整合性等もありますので、今後の課題と検討課題ということにさせていただいたらと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） わかりました。

よろしく申し上げます。

次、2番をお願いします。

○議長（橋本 健議員） はい。

教育長。

○教育長（木村甚治） 次に、2件目の学業院中学校と水城小学校を小中一貫校のように校舎運動場の共有化についてのご質問をいただきました。

現在、文化省のほうにおきましても小・中連携あるいは一貫教育の推進ということで動き始めておりまして、現在のところ1つの施設で小学校と中学校が設置しておるものが実態調査では全国で大体279カ所ほどあるようでございますが、まだまだそれ以外のところにおきましてはほとんどは校地あるいは校舎が離れた場所で学校同士が一貫、あるいは連携をして行っておるというのが現状でございます。今後小・中の連携、あるいは一貫教育の効果が実際にあるような学校施設のあり方については検討していかなければならないということで文化省も出されてきております。

そういう中で、ご質問いただきました学業院中学校でございますが、特にこの学中につきましては市内4中学校のほかの3校に比べますと敷地面積が狭くございます。特に運動場は狭くて200mトラックが唯一とれていない学校でございます。私もこの前の体育祭の折に実際運動場におりまして校長に同じようなことで話をしてまいりました。また、それ以外に校舎につきましても、築45年を経過した校舎等もございます。さらに、今度は生徒数でございますが、現在770名ということになっております。市内の中学校で一番多い学校でございますが、今後の見通しといたしましても増加傾向にございます。一つの推計としましては、6年後オリンピックの年、2020年には880名になるんじゃないかというふうに推計をいたしておりまして、そうすると教室不足というような課題も出てくるということで現在承知しておるところでございます。

そこで、このようないろんな課題が出てまいります。これを解決するためには、あるいは校舎の増築でありますとか、あるいは一部校舎を解体を含んで改築、あるいは長寿命化など国の補助事業を複合的に利用しながら、あわせて運動場の再整備も含んで、よい環境を整備していきたいというふうに考えております。このことにつきましては、現在の補助事業で小学校同士の統一、中学校同士の統合なら高い補助率ですけれども、小学校と中学校を一緒にするときの

補助率はもう低うございます。このことについては小・中の一体化についても補助率を上げなければならぬという課題を文化省も認識して出してくておりますので、これも一貫教育関連を推進しておりますから、早々近いうちにまた方針が出されてくるだろうというふうに思っております。そういうことを勘案しながら行ってまいりたいというふうに考えております。

また、運動場東側のバレーボールコートでございますけれども、あの辺についてはほかの運動もできますようにバレーボールの支柱あるいは植木の撤去も行っておりまして、整備を済ませております。そして、あそこの一段高いところもですね、また何とか削れないかということでもちょっと状況を見ましたけれども、あそこの下に遺構がありまして、もう文化財になっておるものですから、ちょっと削るわけにはならないものですから、あそこの横の校舎等の改築、あるいは移転も含めまして、根本的なところで今後の検討課題というふうに具体例を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） ありがとうございます。

現状を見ると本当に非常に難しいのではございますけれども、目的は学学院中学校の運動場が狭いから中学校としての運動場を確保する方法ですね。私は一つの例でそういうふうに言ったんですけども、方法は幾つかあると思います。今までの既成概念で考えると、恐らくもう50年たってもできやしない。生徒数は増えてもどうしようもないというような状況でございます。特に都会の学校ではもっと状況が悪い学校もあると思います。しかしながら、市内で見ると何で学学院中学校だけ狭いところでやらなきゃいけないかということがあります。だから、同じ市内の方法ですから、方法論として何かいろいろあると思いますけれども、そういうことを念頭に置いて問題解決のために皆さんで知恵を絞って目標は中学校のそこの運動場を広くするというのが目標でございます。やり方はいろいろあると思うんです。ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

次をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 3件目、入っていいですか。

市長。

○市長（井上保廣） 3件目の福岡市地下鉄の福岡空港線を太宰府天満宮近くまで延伸化についての件についてご回答申し上げます。

福岡市営地下鉄におきましては、さまざまな検討を経まして平成32年度を開業予定とされ、現在、天神南－博多駅ルート of 整備に着手をされているところでございます。太宰府市におきましては、今年の4月1日に運行を開始をいたしました、昨日現在では、9月11日現在でございますが、利用者が9万人を超えた太宰府ライナーバス「旅人」が本市への新たな交通手段として定着をしているところでございます。太宰府市にとりまして、市民あるいは国内外から本市を訪れられる観光客の皆様方の利便性の向上を図る方法の一つといたしまして地下鉄延伸の

構想も上げられるものというふうに考えております。ただ、この構想につきましては、複数の団体にまたがりますことから、意見の調整あるいは建設コスト等々、その実施につきましては克服しなければならない問題も多いであろうというふうに思っております。しかしながら、大量輸送機関等の建設が可能となり、この構想が実現を見ることができれば、交通渋滞緩和でありますとか、あるいは時間の短縮等の大きな解決策となる可能性があるかと私も同様に思っております。いずれにいたしましても、鉄道など、交通体系につきましては、将来を見据え、夢のある構想を含めまして、長期的、広域的な視点から関係機関との連携をし、そして検討をしていくことが大事であろうというふうに思っております。勉強していきたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） ありがとうございます。

この問題はもう1年、2年でできる問題ではございませんで、10年、20年先のことでしょうけれども、そういう今市長のお話のような考えでいらっしゃればそのうち、私はもういないかもしれないけれども、将来的にはなっていくと思います。昔からあるもの、大事なものは大事に保存していくのですけれども、もう世の中どんどんどんどん変わっておりますので、現在は必要ないかもしれないけれども、将来的には変化に応じていくために先取りですね。この地区でもそういうことを話し合っ、一つの市ではできない問題でございますね。ぜひとも県あるいは国を動かすような状況で進めていただきますようお願いをいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 議長の許可がありましたので、私は防災対策についてお伺いします。

今年、今回8月の日本列島を襲った集中豪雨、その中でも最も被害が大きかった広島市、被災された皆様には心からのお見舞い、また残念ながらお亡くなりになった皆様には心からのお悔やみを申し上げます。

テレビの報道でも、もはや異常気象として考えるのではなく、いつでも起こり得る時代に入ってきていると考えて対処する必要があると報道がございました。私もそう考えますが、市の考えをお聞かせください。

8月22日未明の今回の大雨では、太宰府市においては幸いにも比較的軽い被害で済むことができたと考えられます。これも平成15年の河川の氾濫による災害、土砂崩れによる災害を経験し、河川の整備、砂防ダムや治山ダムの整備を進めてこられたのと、自治防災組織の結成等を初めとする市民に防災意識向上が芽生えてきたためと考えられます。

そこで、広島市で起きた大災害を見たときにとてもよそごととして見ることはできません。土砂災害については、地形も土質も同じ箇所があり、大いに参考にして取り組む必要があると

考えますが、いかがでしょうか。まずは、砂防ダムや治山ダムなどの防災を考えておられるか、特に水城ヶ丘区、国分区、連歌屋区、三条台区などの地域についてお答えください。

また、御笠川水系の氾濫についても、今後の対策があればお答えください。

そして次に、避難についてお伺いします。

避難勧告後の避難と自主避難の避難先について、また災害時の要援護者や負傷者の救出救護をどの時点でどのようにするのか。

そして最後に、広報についていろんな方法が地域防災計画にありますが、果たして今後どのように考えているのか、広報車とコミュニティ無線でいくのか、お尋ねいたします。

再質問については、議員発言席にて行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 災害対策についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの今回の反省と今後の見通しについてでございますが、8月22日は記録的短時間雨量情報110mmが発表されるなど、平成15年7月18日、19日の豪雨災害時と変わらない雨量となったわけですが、今回被害が少なかった大きな要因の一つといたしまして、これまでの災害の経験などから、市内には砂防ダムが17基、治山ダムが103基設置されており、これが威力を発揮したものと思っております。今回も、既に砂防ダムや治山ダムの増設について県と協議を行い、新たな設置に向けての要望を行っておりまして、今後とも継続して要望箇所を上げていきたいと考えております。

次に、御笠川水系の対策についてでございますが、平成24年度から河川断面が狭小であります鷺田川や二日市中央の酒造会社裏付近の高尾川の改修に着手しておりまして、水城の老松神社付近の未改修区間の整備につきましても県に要望しているところであります。今後、順次改修が進むものと思っております。

次に、2項目めの市民の連絡、コミュニティ無線についてですが、今回の避難準備情報や避難勧告の発令におきまして、コミュニティ無線を利用した広報を行いましたが、特に今回のような大雨の状況下におきましてはコミュニティ無線が聞こえづらい箇所もたくさん出てまいります。このため、今回のような非常時におきましては、常に広報車、サイレン、防災メール、電話連絡により住民への周知を図っているところでございます。なお、コミュニティ無線につきましても、少しでも難聴区域の解消を図るため、現在市内に子機を73基設置しておりますが、本年度は新たに14基程度新設するところで作業を進めております。ただ、増設で問題の全てが解消することにはなりませんので、今後とも市民の皆さんへのさまざまな周知方法について、他市の事例等も調査研究しながら取り組んでまいりたいと考えております。

今後の太宰府の災害対策について、太宰府市内を流れる河川、これにつきましては先ほども申し上げましたように御笠川、鷺田川につきましては一定の整備が進められており、今回の大雨でも市内では大きな被害は発生しておりません。ただ、今後さらに異常気象が進んでいくことも懸念されますので、全ての河川改修が早期に完了することを県にも要望してまいりたいと

考えております。今後とも市民の皆様の安心・安全のまちづくりに向け努力してまいりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 先ほど言った中で少しずつ進めていきたいと思うんですけども、まず今お話にあった砂防ダム、治山ダムの増設をされるということは今後に期待をしていきたいというふうに思いますが、今回、土砂災害と川の氾濫だけ、地震については今回聞きませんが、いわゆる広島を見たときに水城ヶ丘や国分、それから観世音寺とか、三条あたりが非常に地形的には似ていると。その中でいわゆる今の砂防と治山ダムを増設することで、今後も100%きくとは言えないでしょうけれども、安全度がどこまで増すのかね。高台の心配は特に私は水城台ですから水城ヶ丘が一番心配になるわけですね。そういうところのお考え何かございましたらお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今、議員さんがおっしゃられたとおり、この四王寺山というのは広島と同じ風化花崗岩、土質も非常に似ておりまして地形もテレビで見ると本当に非常に似ている地形だなというふうに考えております。危険箇所につきましては、今後も治山ダム、そういったものを増設することによって少しでも安全性は高めていきたいと思っておりますけれども、本当に最近の雨というのは異常な降り方をするわけでございまして、これで本当に全てが安全になるということは決してあり得ないというふうには思っております。このためにもやはり避難ですね。逃げるということをまずどのようにできるのか。これをやっぱり大きく考えていかなければならないと思っております。今回、国が示しましたガイドラインの中でも、この避難につきましては当初避難準備情報から始まりまして避難勧告、避難指示へと移行してまいりまして、これは早目早目に出すことによりまして早目の避難、そういったところがこれから一番重要になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 河川の氾濫からいきますと今回の最大雨量があったときにどのあたりまで、あとどれぐらいの位置まで今回は来たんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 河川の氾濫の関係ですので、ちょっと私のほうから回答させていただきます。

8月22日の雨の後も御笠川落合橋付近もその後見に行っております。あのときは氾濫が3.16mぐらいまで上がったという状況でございましたが、現地で確認しましたら2段堤防の下、1mぐらいのところずっと水が走った後がございましてあそこの幸都の中に水が入ったとか、そういう状況ではございませんでした。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今回、御笠川系の住民の避難勧告は出たのですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今回、水城と吉松の浸水区域に対しまして避難勧告を発令しております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） ということは、以前水害があった場所については今回は出ていないという理解でよろしいですね。以前、平成15年以降も大雨が降ったケースはあるんですが、結構水位が上がったのですよね。今、言われた水位よりも上がったような、私は記憶があります。それから、やはり同等の雨が降ってもそれ以上に上がらなかったというのは福岡市の取り組みもあるでしょうが、下流のほうからされた太宰府市の河川の整備等も今のところうまくいったという理解でよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） はい。今、議員さんがおっしゃられたとおり御笠川の川幅、本当に見てもわかるとおり下大利団地のところから、また看護学校跡地の付近は、非常に川幅も広くなりまして、その分が大きく影響したものというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） もう一つ、さっきの土砂災害の件で、いわゆる水城ヶ丘に大きなダムがあるのは、砂防ダムですかね、治山ダム。

（「砂防」と呼ぶ者あり）

○17番（福廣和美議員） 砂防。あのダムが決壊するというようなことは今考えられませんよね。一番心配なのは、あれがどうなのかなという非常な心配があるのですが。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） はっきり言いまして大丈夫でございます。これは我々もそうですけれども、県のほうもこの梅雨時期前には砂防ダム、治山ダム、現地を確認しまして現地をずっと見て回っております。それで、治山ダムにつきましてもやっぱり治山ダムは土砂がたまってしまうと、また上につくると。山を守るということでやっておりますので、その状況を確認しながら治山ダムは農林のほうになります。農林事務所と現地確認を行いながらその安全性を判断しているところでございます。砂防ダムにつきましても土砂だまりの中にもう大量の土砂がたまったりすることがあればそれはもう撤去するような形になりますので、そういうのも現地を確認しながら県土整備事務所と調整をしながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今、部長がそこで、いや危ないですとか言われたらどうしようかと思いましたが、大丈夫というお答えでございましたので、ここは結構年数もたっておりますので、常時やはり気をつけていただいて、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、引き続き避難について若干お伺いをしたいのですが、今回避難準備情報というのは発令されたんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） はい、今回避難準備情報を発令した後に避難勧告へと移行をしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 避難情報発令というのはどういうものなんですか。いわゆる危険地域に対して誰かに発令するとか、そういうものじゃないんですか。市がただ言うだけ。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 避難準備情報につきましても、避難勧告と同様でコミュニティ無線、また自治会長への電話連絡、また広報車での巡回、そういった形でお知らせをしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） わかりました。

それともう一つはいわゆる第1次避難所と第2次避難所というのがありますよね。前聞いたときは、たしか第1次避難所は、水城台の場合でしたら公民館は入らないというふうに聞いたような記憶があるけれども、この防災計画を見ると第1次避難所には入っているわけですね、各公民館は。そこらあたりの地震のときはいいけれども土砂崩れのときはだめだというふうにお伺いしたような記憶があるんですけども、それは私の記憶違いですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今、議員さん言われましたように1次避難所、指定緊急避難場所には基本的には自治会の公民館を充てておるわけですがけれども、今言われましたように水城台公民館、そこにつきましては指定ができないイエローゾーンにかかっておるということ、それと耐震構造ではないということで指定をされておりません。このために太宰府市では独自の対応といたしまして、緊急一時待機施設としての指定をしておるところでございます。ここにつきましては、地域住民の方はまず一時的にはそちらに避難をしていただきまして、そこから先、1次避難所、また2次避難所への移動をしていただくというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 耐震構造はなっとったですかね、耐震は。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○17番（福廣和美議員） そういうことだろう。それで、1次避難をするわけですが、そうする

と1次避難から、次は2次避難所になるわけね。次は、もう国分小学校になるんでしょう。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 次は、1次避難所ということになります。

（17番福廣和美議員「1次避難所」と呼ぶ）

○総務部長（濱本泰裕） はい。済いません。1次避難所ですね。水城台の場合ですと筑紫医師会の体育館とかを指定をしておると思います。

（17番福廣和美議員「そういうことですか。それが1次避難所ね」と呼ぶ）

○総務部長（濱本泰裕） はい。

（17番福廣和美議員「そして、それから2次避難所に行くわけね」と呼ぶ）

○総務部長（濱本泰裕） はい。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） それでは、避難勧告が出た後に、まず緊急一時避難所でもいいということですよ。その後、場合によっては1次避難所に避難をしてもらうという形になるわけね。でいいですよ。

それでもう一つ、今回ちょっと問題があったと聞いているのは自主避難する場合にどこに避難したらいいのか。この緊急一時避難所に避難をするのかどうかというのがありますが、それはいかがですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 自主避難先といたしましては水城台の場合でいいますと緊急一時待機所、待機施設、いわゆる公民館を考えております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） それでは、これはうちの場合じゃないんですが、よその区で聞いたのは要するに自主避難しようと思って行ったけれどもあいてなかったということがあったみたいです。それで、その自主避難する場合、自治会とかそういうところには避難準備発令がされて、そして避難勧告ですよ。発令されたときに自主避難する方もいらっしゃるかもわからないわけね。その時点で、この一時避難待機所というのを全部オープンにしてもらわないといかないわけですが、そこが今回の反省で、果たして本当にその危険地域と指定されて避難勧告が出たところは全部それになっておったのかどうかというのを一遍検証してもらいたいと、そう思っております。だから、発令と同時にあけるということが大事だろうというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 避難準備情報を出す時点におきましては、それぞれの施設ですね。こちらを開設するように連絡するとともに、職員で対応している施設もございますので、そういっ

たところは職員で開設を今回はしたところであります。ただ、その前の自主避難につきましては、やはりそれまではあいておりませんので、その時点で既に警戒本部というのを設置しておりますので、警戒本部に設置をした段階で自主避難先の自治会でありますとか、そういったところには開設の依頼をしているところであります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 申し上げましたように一遍検証してみてください。

それと、もう一つ伺いたいのは、この計画を見たときに避難の要援護者とか負傷者の救出が被害時の作業に自主防災組織がなっているのですが、この災害時というのは余りにも大まかで、これがどの時点までを災害時、どっからが復旧時になるのか、本当に災害の途中に行くということは無理だと僕は思うんですよ。どういう時点で行くのか。この内訳が平常時と災害時と復旧時になっているんですよ。この復旧時と災害時のラインはどういう形になるのかというのがよくわからないのですが。教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 自主防災組織の動きといたしましては、今議員さん言われましたように平常時、それと災害時、復旧時ということでございますけれども、この災害時と復旧時のどこからが災害時でどこからが復旧時かということでございまして、基本的には災害が起こったときに災害、それからまた長期にわたる災害復旧、そういったものが必要な時期が災害復旧時期であるというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） それであるならば自主防災組織に果たして災害が起きてから救出に行けといっても、それは無理やない。二次災害を起こすだけじゃないですか。1件か2件の土砂災害ならまだいいですよ。万が一広島のようなことが起きたときに災害が起きた、はい救出に行きなさいというのは無理じゃないですか。そんなのはもう全く無理ですよ。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 自主防災組織のこの避難誘導、そういったところにつきましては避難準備情報の中で動いていただきたいというふうに思っております。言われますように実際に大雨が降って、とても身動きのとれない状況の中でこういった方々が動くというのは非常に危険でございます。実際、広島でももう消防署の方も亡くなられたような事態もございまして、その辺はまず自分の身の安全ということを第一に考えなければならないというふうには考えております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） そういうことが計画の中に書いてないから。今言われたとおりで思うのですよ。それならば自主防災組織の訓練そのものも、全く違って来るだろうと思うのですが。だから、これを見てそこがよくわからないのですよ。どういう訓練をしたらいいのか。ど

ういうことをやるように自主防災組織はなるのか。どこまでが自主防災組織としてやれるのかというのがよくわからないところがあるんです。もう今回はこれまでにしようと思いますが、前から私言っているように多分消防あたりが来ると思うのですね。そのときには消防のお手伝いを自主防災組織はする、としかないと。自主防災組織で勝手に救出やる、やり出したら収拾つかないですよ。その消防署、警察との自主防災組織の関連性、関係性というものをこの中で明確にしてほしいのですよ。自主防災組織と消防署、消防団、警察との関係性を。何でもかんでも自主防災組織にやれとは言っていないと思うのだけれども、そこが明確じゃないものですから。今回、そういうことをちょっとお伺いをしたかったということでございます。

明日大雨が降ってもおかしくないわけですから、今のところ気象状況を見るとそういうことではないけれどもね。今現実に北海道でも水害が起きていますし、そういう心配もあるので、それをもう一遍検討するということではできませんか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この自主防災組織の役割といたしますのが、まず平常時です、防災意識の高揚でありますとか、そういったところに非常に重きが置かれるものであると思っております。それと、先ほども言いましたように避難準備情報、そういった段階で要援護者の方たち、その方たちの誘導でありますとか、そういったところがメインになってくるというふうには考えております。本当に危険な状態になりましたら、先ほども言いましたように自主防災組織で対応するということではないというふうには考えております。その辺の中身につきましては自主防災組織を設立する中でも、またきっちり明確にしていければというふうには考えています。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） よろしくお願ひしたいと思います。それで、しつこいようですが、もう一つだけ聞きますが、災害時の要援護者、負傷者の救出をなさというものが自主防災組織の中にあるわけです。負傷者が出ているということはもう災害が起きて、まだそれが続くかどうかかわからないですよ。だから、これは災害中ではなくて、災害がある一定とまった後の作業じゃないのかなと僕は思うんです。これが災害中となっているものだから。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） ここでは災害時の負傷者の救出、救護というのもこの自主防災組織の役割の中にうたってあります。そこは今言われたケース・バイ・ケースというところは当然あると思っております。自分でできる部分というのはやはりやっていただくというのも前提としてはあると思っております。とても自分一人ではできないという段階では当然その消防署であるとか、そういったところに依頼をしていくというふうになるというふうには思っております。それと、以前からずっと言っておりますように、自助、公助、共助という、この3つの段階というのがございまして、自主防災組織、これは共助のところまでになります。その先の公助につきまし

ては、そういった消防とか、そういったところできちんと対応をやっていくと。まず、自分たちでできることをやっていただくというのがこの自主防災組織の大きな役割であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） まだ避難についてしつこく聞こうかと思ったのですが、もうやめます。自主防災組織もまだ始まったばかりですし、今からのことだと思いますので、ぜひまた今日言ったようなことも含んだ上で対策を立てていただきたいと思います。

それと最後ですけれども、先ほどもご回答があった、そのとおりと思いますが、いわゆるコミュニティ無線ね。これ1基つけると幾らかかるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 大体120万円ぐらいかかるということです。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） いろいろな広報の仕方があると思うんですね。これはこういう非常時と平常時もあるでしょうけれども、特に非常時についてね、非常時については、もうコミュニティ無線はだめだと、諦めたほうが僕はいいんじゃないかと思うのですよ。ここにあと17基つけてもね、多分だめと思うよ。これ採用するときにその時点で全世帯聞こえますと言ったのが回答ですよ。それならばつけましようと言ったのが。ほかの議員さんは誰も知りません。そのときには委員会は僕しかおりませんから、今残りが。そうやって採用したんですよ。しかし、いまだ聞こえない。ということは今からも聞こえないということですよ。だから、今のこのコミュニティ無線をつけていっても僕は無駄だと思います。いや、無駄と言ったら怒るかもわからんけれどもね、市長がまた。いわゆるね、この同じ名前はコミュニティ無線にしても機種を全部かえるとか、本当に聞こえるようにするならまだいいですよ。しかし、今あるものをね、17基つけたって無駄って。もうやめたほうがいいですよ、その計画は。聞こえんて。聞こえんところがあつたらだめなんですよ。——これは。これは僕の考えを今言いよるだけですから。私はやっぱりこの緊急のときね。避難準備、避難勧告、避難指示、このあたりについてはね、サイレンで。みんな驚いてもらわないといけないのだから。今回みたいに夜中ね、広報車が通ったことも知らない。コミュニティ無線が鳴ったことも全く知らない。避難勧告が出たことさえ知らない世帯がいっぱいあるのですから。夜中だったらサイレンで驚かせて起こさな。——と思いませんか。悠長にあんなもので大雨が降りようときに放送したって聞こえんて。——僕はそう理解するわけです。まだ平常時ならね、ほかの方法もとれるでしょうけれども、本当にこの非常時についてはもうコミュニティ無線は諦めたほうがいいんじゃないかと。予算も無駄になりますよと。それよりもほかの方法、市民の皆さんにこのサイレンのときは準備命令ですと、このサイレンが鳴ったときは勧告です、このサイレンが鳴ったときには指示なんですというものを明確にされたほうがいいのではないかと思うのですが、全体の質問からどうぞ。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 避難勧告からはサイレン吹鳴を伴う放送としております。避難準備情報のときは口頭といいますか、内容をお知らせするということになります。コミュニティ無線で全てが当然解決する問題ではございませんけれども、何か鳴っているというのが伝わるだけでも皆さんには一定の連絡ができるのではないかと。まだ今防災メール・まもるくんはほとんどの方が携帯持ってありまして、これは本当にいち早くメールが届きます。先日の防災訓練中も皆さんの携帯が鳴ったのではないかと思いますけれども、訓練用のメールが配信をされております。こういったものをそういう音を聞いてメール来たらんかなと見ていただくとかそういった一つのきっかけにもなるのではないかというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 言いよるでしょうが、聞こえない。ぐっすり寝とる人がどうやって聞こえると、携帯が鳴っても聞こえない。この前のコミュニティ無線でも聞こえないよ、何も。うちは聞こえないもん。俺起きとったけれども。やっとう報車がすつと行つたとそれはわかつただけ。自治会のほうから電話連絡があつて避難勧告が出ましたから公民館に集まってくさいということで公民館に行ったのです。だから、聞こえるところと聞こえないところがあるんです。夜中は驚かさないといかんと。何遍もそのサイレンをみんなが起きるまでやらないと、寝とって亡くなったというお年寄りが出たときに困るんじゃないですかということを今回言いますが、ぜひ検討をしていただきたいと思うのですが。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今回も避難勧告のときはサイレンを鳴らしておりますけれども、これを複数回鳴らすでありますとか、そういった方法については検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） ありがとうございます。今後の災害対策、よろしく申し上げます。
以上で終わります。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩します。

休憩 午後1時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

市民の健康指導のあり方についてお伺いします。

市民対象の健康診断等において、肥満や高脂血症、高血圧など何らかの健康指導をお受けになる方が多いのは周知のとおりですが、その指導のあり方について、運動を取り入れた個別のコーディネートシステムの再検証が必要だと感じます。本市には、各地域に大小の運動施設がありますが、保健センターを初め、高齢者、障がい者等を担当する部署との連携が希薄なため、市の健康指導、いわゆる運動の指導を行うべき対象市民がおられるにもかかわらず、当該健康事業が行われていないように思われます。どこの施設も各種サークルの利用や施設主催プログラムなど自主参加型事業は実施されているようですが、健診の結果を見て運動に励むようにと指示をされながらも、当の市民はどこで何をすればよいのか迷っておられる方が多いのが現状だと思います。

そこで、私の案として申し上げますと、例えば保健センターでの健診結果において明らかに運動が必要とされた人に対し、個別プログラムをコーディネートし、最適な運動方法やそれができる施設、具体的にはいきいき情報センターのトレーニングジムや市民プールなどを紹介し、施設はそれを受け入れ、その人に合った運動を指導する体制の確立を図ることが重要です。

そのためには、関係部署と運動施設の積極的な連携が必要であり、また利用料についても一定の補助等を実施し、利用しやすいように配慮すべきではないかと考えます。このような事業が定着すれば、それぞれの施設が活性化し、市民の健康はもとより市民間のコミュニケーションづくりにも役立ちます。ひいては、市民が健康を取り戻すことで、各家庭の医療費の節減につながり、豊かな生活が実現するのではないかと思います。また、行政としても全国的な問題である国保医療費の支出削減に多大な効果が得られると思いますが、いかがでしょうか。お考えをお伺いします。

あとは、議員発言席にて再質問をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 市民の健康指導のあり方についてご回答を申し上げます。

市では、健診受診率を高め、保健指導により生活習慣の見直しや病気の早期発見、早期治療を行っていただく健診事業と、運動、栄養についての講座や出前講座を行い、実践につなげる健康教育事業、相談事業を柱として市民の健康づくりに取り組んでおります。健診受診者への保健指導の中では、健診結果とあわせて生活習慣を見直し、適切な栄養、運動の必要性を理解していただくとともに、忙しい方などには気軽に始められるウォーキングなどをお勧めしているところでございます。また、定期的に、電話や訪問、面接を行い、経過確認をし、市主催の健康教室、講座、トレーニングジム、市民プール等の紹介を行っています。さらに、65歳以上の方には、市が行っております介護予防教室へのお勧めもしているところでございます。市民の健康づくり、生きがいづくりをトータルで行っていくことを狙いとし、4月1日から地域健康部を創設し、既存の運動施設、地域公民館などを活用しながら、地域活動とスポーツ、健

康、文化芸術、環境を有機的に機能させるため、施設間の連携、施設利用案内促進などを行っているところでございます。具体的には、週1回の部門会議のときに各課の仕事内容——地域健康部のですね——の仕事内容や事業内容について共有し、連携についての意見交換を行っていますし、月に1回は総務部長、経営企画課長を交えての地域健康部の方向性についても協議を行ってきています。

地域健康部各課と連携を深めるため、スポーツ課のシニアスポーツ教室に元気づくり課の保健師が行き、健診受診のPRをしたり、健診の受診勧奨として文化スポーツ振興財団が行っております健康に関する講座の講師への健診の受診依頼を行ったり、それと校区事業として行っています地域健康フェスタにスポーツ課職員が体力測定や、ニュースポーツ紹介コーナーを受け持ち、地域での活動も行っております。

また、今年度は、健診受診方法が変更になったために地域づくり課の協力を得て、健診案内の自治会隣組回覧を行ったり、自治協議会役員会へも健診のPRを行っているところでございます。10月には、地域健康部で乳がん撲滅キャンペーンに賛同し、乳がん受診促進街頭啓発も行う予定にしております。さらに、健康づくり等に取り組んでいただけたことへの励みとなるような、あるいはメリットと感じていただけるようなポイント制度についても地域健康部で実施に向けて協議を行っております。

議員ご指摘のコーディネートシステムにつきましては、平成27年度に策定を予定しております市健康増進計画でも妊娠期から乳幼児期、思春期、成人期、壮年期、高齢期など、各年代のライフステージに合わせた健康づくりには不可欠であるというふうに私どもも考えており、市民の健康寿命の延伸を実現させるためにも、今後検討を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 今のご回答で全て回答されたように思いますけれども、なぜこの質問をしているかといいますと、私個人も健診を受けまして、ご指導を受けることがあるのですが、例えば塩分控え目とか、油物控え目、アルコール控え目、そして記録簿記入と、いろんな室内での控え目控え目というご指導ばかり受けるものですから、なかなか丁寧にはご指導を受けるんですけれども、十分にそしてわかってはいるんですけれども、なかなかそれが実行できなく長続きしないのです。そのために何かいいことがないかなと思ったのが、この今日ご質問させていただいたことなんですけれども、そこで今課長が回答されましたようにほとんど答えられたんじゃないかなと思いますけれども、何点か質問させていただきます。

健康づくり事業と運動、スポーツ事業、この連携が大事になるとは思いますけれども、スポーツ課との連携についてはどう考えられておられますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） まず、保健指導につきましてはやはりその人その人に合った保健指導ということがありますので、恐らく後藤議員さんにつきましてはスポーツとか運動をさ

れているので、栄養とかそういうことを中心に指導をさせていただいたのかなと、臆測で言っていますけれども。恐らくやはり一人一人違いますので、その方その方に合った保健指導というのをさせていただいているかと思えます。

それとあと、スポーツ課との連携ということで、今の回答の中でも健診の受診とかしていただいて、その指導した後にやはりそこで今のところちょっと確かにお勧めしているというか、運動を勧めているという状況ではありますけれども、やはり今年4月1日から地域健康部ということでスポーツ課も一緒に新たにスポーツ課が設置されて一緒に地域健康部で健康について考えていくということですので、非常に運動との連携というのも先ほども申しましたように大事だというふうには思っております。

それと、そのために先ほど後藤議員がおっしゃっていただきましたコーディネートのシステムと、あとコーディネートをする人材というところも今後私も考えていく必要はあるのかなというふうには思っています。例えばそこにコーディネート役として健康運動を指導していくそういう人たちを配置するのかなとか、そういう人的なものも含めて今後考えていく必要があるのかなというふうには思っております。

それと、スポーツ課との連携ということで、今年4月1日から先ほど地域健康フェスタで連携ということと、あとシニア教室での連携ということを申しましたけれども、一応ほかにもこれからですけれども、体育の日行事がもう9月から始まり10月もありますけれども、今回スポーツ課が5人ということでスポーツ課だけじゃなくて地域健康部みんなで取り組もうということで話をさせていただいていて実行委員会もそれぞれの各課から出させていただいているという状況がございます。

それとあと、健康ウォークが今度10月11日ございますけれども、そこにも私ども元気づくり課が出ていって、一緒にスポーツというか、運動啓発を進めていますよみたいな取り組みをさせていただきたいなというふうには思っているところがございます。ただ、いずれにしても、まだやりたいこと、やらなければいけないことはたくさんございます。まだやれていないことが多いと思えますけれども、私ども先ほども申しましたようにやはり市民の健康寿命を延ばして生き生きとした市民をつくっていくことを再度認識しながら、スポーツ課だけじゃなくて地域健康部で健康づくりに取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

これはもし回答ができれば回答していただきたいと思うのですが、健診だけではなく、日常の国保事務においてもカルテ等で各人の健康状態も把握できるはずですが、これらを活用しまして該当者に通知サービスを行うなどの努力をするようなことはできるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 国民健康保険のお話でございますので、私のほうからご回答申し上げます。

レセプト情報といいまして、国保の被保険者の方の医療機関にかかれた情報につきまして、は前から来ておりました。今回、KDBシステムというのが導入されまして、その方の年間を通じた医療機関への受診状況とかそういったものもシステムの中で見れるようになっております。それと、今後マイナンバー制もありますので、後期高齢者、そして被用者保険、国民健康保険と、医療保険はいろいろ分かれておまして、今その健康情報についてはそこそこで持っておりますけれども、それも行く行くは一元化されるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） それから、各自でリハビリ等をされている方々も多くおられると思うのですが、このような方々にも指導助言などを実施していただくことはできるのでしょうか。どんなでしょうかね。

○議長（橋本 健議員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） リハビリといいましても、恐らく整形外科とか外科という話で申しますとなかなか私どもも今市民福祉部長が回答しましたようにそれぞれの健康管理を行っておるわけではございませんので、リハビリに行かれています方を云々ということはなかなか一人一人対応することは難しいかなというふうには思っておりますけれども、今国でもそうですけれども県の動きでもロコモティブシンドロームという予防の運動を推奨しているというところがあります。ロコモという言葉が聞かれた方があるかと思っておりますけれども、要は足の筋肉とか腰の筋肉とか、あと骨とか筋とかが弱まって転倒をしやすくなる。ですから、その転倒予防をするためのロコモ予防ということです。実は10月にロコモ予防の県の研修とかもございまして、私どもは地域健康部として参加していき地域の問題として捉え一人一人への対応はできませんけれども、整形外科等のリハビリに行かれる、そことあわせて、市内の整形外科のほうでそういうものに取り組んでいらっしゃる場所がありますので、医師会とも協力しながらロコモ予防ということを広めていき、介護予防、ひいては転倒予防みたいな形で一つの健康寿命を延伸する方法かなということで予防啓発、予防運動を地域に広めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） いろいろ計画されて考えていらっしゃる、ここまでは思いませんでした。

それでは最後に、健診で異常が見つかった方のほかにも障がいをお持ちの方、けがをされた方、特に高齢者は毎日適度な運動が必要だとテレビなどでよく聞きますが、市担当部署だけでなく、利用施設でもコーディネーターサービスが受けられ、スタンプ記録簿や楽しく興味を持つ



ていただけるものと考えて、たくさんの方が長く続けられる工夫も必要だと思います。市がその気になればこのようなシステムは必ず実現できると信じますので、その効果としまして市民の健康とゆとりある生活、国保事業の支出削減、施設の活性化、コミュニケーションづくりなど、一石二鳥ならず一石多鳥が期待されます。ぜひ実現していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 9番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、11番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔11番 渡邊美穂議員 登壇〕

○11番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問いたします。

まず、1件目の五条保育所についてですが、来年4月に開所予定となっておりますが、できるだけ混乱なくスムーズに移行していただきたいという思いで今回質問をいたします。

まず、児童の募集計画についてですが、現在の定数の約2倍の児童が通えるようになるわけですが、募集するとき、最初から200名を前提として募集されるのか、あるいは当面150名程度など余裕を持って募集されるのか、その計画をお示してください。それに伴って職員の採用計画も変わってくると思いますが、現在正職員を3名募集されていますが、臨時や嘱託職員、調理員さんや栄養士の方の採用についてもお答えください。

次に、移転計画ですが、現段階で保育所本体の完成予定は3月何日ごろになる予定でしょうか。まず、その点についてお示してください。

2件目の小・中学校における集団フッ素洗口、つまりフッ素を使った集団うがいについてお伺いします。

まず、去る7月18日付で福岡県保健医療介護部医療指導課長名で県内小学校の校長先生に、このフッ素洗口に関しての説明会への参加要請が配付されました。これは県の教育委員会も市の教育委員会も通さず配付されたものです。しかし、フッ素洗口は、小学校の児童が対象で先生方が指導しなければならぬものですから、本来は教育委員会を通すべきものだと考えますが、教育委員会としてはどう捉えておられますでしょうか。

また、現在、県ではどのような動きをされているのか、情報がありましたらお示してください。

次に、このフッ素洗口そのものについて私の疑問に対してのお考えをお聞かせください。

まず1点目は、フッ素の安全性についてです。

WHOでは、6歳未満のフッ素洗口について禁止しており、ユニセフもフッ素の安全性について疑問を呈しています。つまり安全性が担保されていないということだと私は考えますが、教育委員会としてはいかがでしょうか。

次に、フッ素洗口が始まると、手順として、まずフッ素が学校に配布され、それを養護教諭

や校長先生などが希釈することになっています。しかし、フッ素は劇薬指定されています。それを希釈するという行為は医療行為だと思いますが、校長先生はもちろん養護教諭は医療行為を行うことはできません。このことについてどのような見解をお持ちでしょうか。

3点目は、集団でうがいさせる場合、飲み込ませてはいけない上に30秒から1分間程度口の中でうがいさせるということが安全を担保した上で実施できるのだろうかということですので。担任の教師の目配りや気配りだけではどうしても限界があるように思いますし、あつてはなりません、万一事故が起こった場合、責任の所在は一体どこにあるのでしょうか。

最後に、現在本市の小学校における虫歯の平均本数を教えてください。

以上、回答は件名ごとをお願いします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 1件目の五条保育所につきましてお答え申し上げます。

まず、1項目めの職員の採用計画、入所児童の募集計画についてでございますけれども、11月中旬配布予定の保育所入所案内には、五条保育所の定員は200名で募集をいたします。なお、育児休暇等の年度途中入所の申し込みも当初から受け付けを行いますので、4月から定員に達することはないと思っております。

それに伴う職員の採用計画でございますけれども、嘱託保育士の募集につきまして正職員募集の案内と同時に、九州各県の保育士養成校に募集要項を送付し、また広報、ホームページに掲載し、さらには福岡県保育士協会にも依頼をしているところでございます。また、ハローワークに登録するなど、あらゆる方法で引き続き募集を行ってまいります。

また、嘱託調理員につきましては、募集する予定としておりますけれども、栄養士につきましては現在元気づくり課の栄養士が保育所の給食の献立作成を行っておりまして、保育所の嘱託栄養士とともに栄養管理を行っておりますので、今回採用予定はございません。

次に、2項目めの移転計画についてでございますけれども、総合子育て支援施設整備事業の工期は来年3月までとなっておりますけれども、2月末に完成検査を行い、3月には職員、保護者の見学や4月1日からの給食実施に向けまして調理のシミュレーション等を行う予定にしておりますので、スムーズに引っ越しができるよう現在庁内で調整を継続しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） まず、保育士の職員の数なのですが、当然これは厚生労働省の基準に従って最低数は確保されると思います。0歳児は3人に1人保育士が必要というふうになっておりますが、例えば14人0歳児がいる場合ですね。12名の子どもが保育できる4人の保育士で行って、プラス2名をさらに保育をするような形にするのか、あるいは5人の保育士で15名が保育できる環境の中で14名を保育をするという考え方なのか、もちろんこれ0歳児の問題だけじゃなくて全ての年代においてなんですけれども、職員を若干多い場合、どういうふう

に配置をするおつもりなのか、現在の執行部のお考え方としてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 五条保育所につきましては、待機児童が多いということで特に3歳未満児が多いということで200名定数でございますけれども、各年齢33名の定員を予定しております。それで、今議員がおっしゃいましたように最低基準を必ず満たすように保育士の配置を行うようにしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） その最低というのは、さっき言いましたけれども、その例えば0歳児が12名いた場合仮に、1クラスに12名いた場合はそれで割り切れるんですけども、その14名いた場合に12名分の保育士さんでやるのか、15名分の保育士さんで14名を保育するのか。要するに少し若干余裕を持った保育士のあり方なのか、それとももう本当にぎりぎり最低の保育士の数なのかということですけども。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 五条保育所を移転するに当たりまして、その辺は十分検討したんですけども、例えば33人の0歳児であれば3対1ですから11人の保育士ということで各年齢です、積み上げをしまして、そして最終的にはこれは小数点を切り上げをしまして配置するように、例えば3歳児であれば33人定員で、国の基準保育士数でいえば1.6人ですけども、2名ということで採用計画を立てております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） わかりました。その小数点の切り上げというふうなお考えなのですが、現在発達障がいなどが認知されてきて、小学校とかで子どもの大体6人に1人が何らかのその障がいを持っているのではないかというような統計も出ているわけなんですけれども、こういった特に発達障がいみたいな多くの障がいは早期発見をすることによって、その児童、あるいはその人の人生そのものに大きな影響を与えるということがあります。したがって、今回200名という数字の児童を受け入れるに当たって、特に配慮が必要な児童が入ってくる可能性も当然あるわけなのですが、どういう対応を考えておられるでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 保育所が保育にかけるということが前提にありますので、お勤めされていればどちらかの保育所に入所していただくということになります。議員がおっしゃいますように各保育所のほうに発達が気になる方が入所されていますけれども、民間の保育所のほうではなかなか難しいということもありまして、五条保育所のほうで相当の数のお子さんを受け入れております。現在のその五条保育所の保育士の体制でございますけれども、そういうふうに配慮を要する子どもさんとか、発達等気になる子どもさん、そして家庭的支援が必要な方

ということで児童数全体の児童数に応じまして保育士を配置してございまして、それにつきましては新しく五条保育所200人になりましても同じような考え方で子どもに応じた数を保育士を配置していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） その障がいを持った子ども、児童に対して別途職員を確保するという考え方ももちろんあるのですけれども、先ほどのちょっと職員の採用定数のところにかかわりますが、私はその1クラス当たりの職員の数の考え方を若干余裕を持ってやっていただくということによって例えば2歳児は6人に1人の保育士の配置になっているのですけれども、例えば1クラス16人というような児童がいる場合はここは2人ではなくて18人が対応できる3人で保育士を配置していただくという考え方はいいと思います。先ほどおっしゃいましたように民間で受け入れがたい、受け入れがちょっと難しい配慮の要るお子さんが特に五条保育所には集まってこられているという実態がありますので、各クラスにそういったお子さんの数が多いんですね。したがって、最初からある程度余裕を持った職員配置でもって体制で臨んでおけばあえてまた新しい支援員さんとかをつけることもなく、ある程度の余裕を持った形での対応ができるというふうに思っています。先ほどから申し上げているように親が気づいていない、早期発見というの、この保育所においては非常に重要な役割になります。早期発見できるためには保育士が相当特に年齢が小さい場合は保育士がきちんと見てないとなかなかわかりづらいところとかもあると思うので、ぜひこういった考え方でその職員の配置を行っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今回の五条保育所につきましては先ほども申しましたけれども、この計画が決まったときからその辺の配置等をどうするかというのは十分に検討してまいりました。ご存じだと思うのですが、保育所は午前7時から午後7時までお預かりです。土曜日もあいております。それに対応するローテーションもございまして、その部分も十分に検討をして配置計画を立てております。障がい児保育なのですけれども、私も運動会とか生活発表会とか行く中でそういった子どもさんが友達から手を引っ張られて一緒に過ごしてある姿とか、親御さんがそれを見てほほ笑ましく思っている姿とか、そういったことを見ながらまた現場の保育士も土曜、日曜とか、午後5時以降に開催されます、そういった障がい保育の関係の講習会とか研修会とかそういったものにも参加しながらスキルアップを行っておりますので、この計画で進めたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 今回の計画が具体的に何人というのはちょっとわかりませんが、先ほど申し上げたように例えば15人で見れる体制で13人を見るとか、そういうふうな考え方をぜひ取り入れていただきたいと思っております。これは要望しておきます。

次に、新しいその五条保育所は一時保育を行うというふうに聞いているんですけども、その事業への職員の配置はどのようになっていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 新規に一時預かり事業を行いますけれども、その分につきましては保育士の数は2人を下回ることにはできないという児童福祉法の規則がございますので、それに準じて2名の配置をしたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） その2名は嘱託ですか。それとも、正職でしょうか。どちらでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 配置計画では嘱託を考えております。ただ、全体の中で保育所を運営する中での保育事業でございますので、正職の先生がそれにかかわることも当然あるでしょうし、そのお預かりする時間帯の問題もあるでしょうから、その辺は保育所の中で柔軟に対応できるのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 私は友人にも現職の保育士がいるのですがけれども、トイレに行く時間もないぐらい物すごい多忙だということで膀胱炎になる人が非常に多いというような話も聞いております。こういった多忙の中で、なおかつこの一時保育でやってくる児童というのは子どもによっては家庭に課題を抱えていたりとか、あるいはそうでない場合であっても突然に保育環境が変わるので子ども自体が非常に不安定な状態になっていると思います。つまりこれは事故が起こりやすい状況になっているのではないかと思います。それを嘱託職員だけで対応するのは私はいかがなものかなと思います。あつてはなりませんけれども、万が一事故が起きて市の責任を問われたときに嘱託職員だけの市の対応についてこれは問題視されかねないんじゃないかなというふうに思っております。したがって、最低1名の正職員を入れた体制で臨むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 具体的な運用につきましては、事業を行っていく前に検討はしたいと思いますが、一時預かり室は保育所の2階の一部の部屋ということで、今現在建築をしておりますので、先ほど申しましたように保育所全体として保育士がかかわることができるというふうに認識しておりますので、嘱託職員さんだけがそれにかかわるというふうには考えておりません。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） でも、先ほど申し上げたように実際現場の保育士さんたちはもう本当にトイレに行く時間もないぐらい非常に多忙だということですので、恐らくもう自分のクラスの子どもたちを見るだけで本当に手いっぱいではないかなというふうに思っています、私は。

子どもたちもそうなんですけれども、新規に採用される正職員の保育士、また嘱託とか臨時の皆さんも4月1日から同時にスタートされるのか、それともそれ以前から計画的に順次業務を始めていただくようにするのか。特にですね、新採で今回正職員で採用される3名の方々なんですけれども、例えば採用が決定してから当初は嘱託として週2日、だんだんそれが来年1月、2月になってきて正職のほかの先生方が例えば引っ越しの準備とか、さっきおっしゃった内覧会ですとか、いろんなことが出てきて先生方が非常に忙しくなるわけですよ、保育士の方が。例えばそういう状況になったら同じ嘱託の立場でありながら週3日来る、4日来るといような形で特に正職の方々はずいぶん少しいった形であらして行って4月1日以降の保育に当たっていただくというふうなお考えはないのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今、具体的にそういう考え方は持っておりませんが、最初のご回答で申し上げましたように4月1日に問題なく開設ができるように今関係部署とも調整を行いながら検討を行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） では、私のほうも要望しておきますけれども、新採の方々には初めて採用されて職員としても1年生ですし、保育士として本当に現場に立つのも初めてということになると非常に緊張されると思うんですね。子どもたちにもそういった緊張とか、そういったのは非常に伝わりやすいと思いますので、採用が決まった時点ぐらいから少しずつ現場の子どもたちにも顔を覚えてもらって4月1日以降もその先生たちが終日いるような状況になっても子どもたちが違和感を覚えないような、そういった環境づくりをぜひやっていただきたいと思います。

次、引っ越しのほうなんですけれども、保育所には春休みがありません。つまり普通どおりの保育業務の中で引っ越しをしなければなりません。したがって、建物が完成した後どういった形で引っ越しをされるのかというのが私はまだイメージがつかないのですが、特に3月31日まで現在の場所で通常どおりの保育が行われるわけですよ。児童が帰った後から引っ越しが始まるということになると思います。その時点から荷物をまとめて運び出して新しい保育所に持って行って、そこでまた荷物をほどいて次の日の早朝7時にはもう保育が開始できる状況に持っていかなきゃいけないわけですよ。そうすると、もう保育士の先生方、特に引っ越しにかかわらなきゃいけなくなった保育士の先生方はもう真夜中とか、下手したら徹夜のような状況になって引っ越しをされるようなことになると思います。そうすると、その次の日の4月1日の保育業務にかかわるといのは、私非常に困難になると思うんですね。そうすると、じゃあ4月1日の体制を一体どういうふうにするのか。あるいは、3月31日の引っ越しを正規の保育士の先生じゃなくてほかの形で対応するのかとか、そういった具体的な引っ越し計画というのは今お持ちなのではないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） ご心配いただきましてありがとうございます。それが一番気になっているところをごさいます、それにつきましても現場と関係課と何度となく会議を行っております。基本的には調理器具等につきましてはもう新しいものということにもなりますし、持っていけるものについては3月までに少しずつ持っていくとか、そういったことも考えておりますし、今回6月補正で新しい消耗品、備品も計上させていただいておりますので、新しい保育所のほうにそれを設置するとかですね。あとは、人的なものですけれども、当然ピアノ等についてはひょっとしたら業者のほうに頼むということもあるかもしれませんが、基本的には職員で対応するというので私も含めまして市民福祉部でまず対応をします。全員でかかって4月1日を迎えるという意気込みでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 本当に職員の皆さん多分大変な思いをされるとお思いますので、ぜひくれぐれも事故だけはないようにということをお願いしたいと思います。

あと、送り迎えを行う保護者の方々なのですけれども、今まで例えば五条保育所は路上駐車して子どもたちを中に連れていってというような形での送り迎えをされている方も多いと思うのですけれども、今度の場所は保育所の中まで入っていくことができますよね。園の前で子どもをおろしてというようなことができるのですが、それを万が一知らずにですね、今までと同じような形でちょっと路上駐車とかをされてしまうと、あのあたりはやはり近隣から苦情が出る可能性が非常に高いと思います。そういったこれまでと保護者にとって違うところに関して混乱が起きないように説明会をするような考えは今お持ちなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 詳細につきましては、保育所の現場のほうから全体的な保護者のほうにご連絡はするというふうにご考えておりますけれども、全体的な保護者会への説明は内容によりまして私どもは参加しながらご説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） この本市にとりましても公立保育所が移転をするというのは多分初めての経験ではないかというふうに思います。職員や児童の体制づくりはもちろんですけれども、保護者への周知、それから引っ越しなどで混乱が起きないように何度もシミュレーションを行ってあらゆる場面を想定して子どもたちが安全にスムーズに新しい生活になれることができるよう努力をしていただくようお願いをいたしまして、1件目を終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 2件目の小・中学校における集団フッ素洗口についてお答えいたします。

2003年平成15年に厚生労働省から歯科保健におけるフッ化物洗口法の普及を図るためということでフッ化物洗口ガイドラインが各都道府県知事宛てに通達が出されております。現在の福岡

県の動向としましては、平成26年度からの新規重点施策事業、学童期むし歯予防推進事業について説明会が今年7月に開催をされております。その中で、事業の概要でございますとか、他団体でのフッ化物洗口についての取り組み等が報告をされております。今後は、小学校の校長や養護教諭、歯科保健従事職員を対象とした研修会が予定されておまして、県としましては集団フッ化物洗口を推奨はしているが、実施時期は決めていないという見解でございます。

疑問点としてお話しただいておりますフッ化物洗口については、その安全性の担保の観点から賛否両論があることは十分承知しておるところでございます。また、ご指摘いただいております学童期むし歯予防推進事業説明会の開催通知でございますが、福岡県保健医療介護部医療指導課から福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課を通じて市教育委員会に通知されております。

集団フッ化物洗口の実施についての具体的な通知はまだあっておりませんが、本事業は福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例に基づく事業でありますので、市としましては県の動向、近隣市町の状況も踏まえまして今後の対応を慎重に検討してまいります。

なお、虫歯の平均本数でございますが、平成26年度本市の小学校におきます1年生から6年生までの全体の虫歯の1人当たりの平均本数は0.25本となっております。ちなみに県や全国と比較したほうがいい数値はないかということで少し探しましたところ、平成24年度の資料になりますが、12歳児——ですから中学校1年生でございますが——の本市の虫歯の平均本数は0.86本、県の平均は1.37本、全国は1.1本となっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 今、部長がおっしゃったようにこのフッ素の安全性についてはその賛否両論があるということで、本市で電磁波の問題を取り上げたときも申し上げたんですけども、欧米では予防原則を中心に考えます。つまり安全性が保障されるまではやはり危険だという考え方ですね。しかもこの虫歯は今減少傾向にあるというふうな統計結果が出ています。学校の先生方にお伺いすると、虫歯よりも現在の問題としてはかたいものをそしゃくできない顎の力ですとか、あるいは歯周病の若年化ということのほうがより深刻な問題だというふうな受けとめておられる先生方が多いようです。私はこの虫歯に関しては今申し上げたように減少傾向にありますし、今おっしゃいました平均で0.86本ですね、12歳で。これは厚労省の目標は1本以下なんですよ。ということは、もう既に本市の場合は厚労省の目標は達成しているということですので、これまでの対応の仕方ですら既に虫歯に関しては効果が出ているのじゃないかなというふうに思っていますが、その点についてはどういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） お話しいただきましたとおり、今数値上を見ますとそんなに全国的にも高い数値じゃございませんし、どちらかというと望ましい数値ということは言えるというふう



に思っております。ただ、最初にご回答申し上げましたとおり、この事業につきましては県の条例に基づいて実施がされておりますので、県の動向等に注視しながら今後慎重に検討をしてみたいというふうを考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 県のほうも言っていると思いますけれども、最終的にはこれ自治体で予算化しなきゃいけない部分もありますので、最終判断はもう自治体でやってくれというようなことも県の中でおっしゃっているところがあるようですが、私はフッ素の安全性が担保されていないというところから考えるとクラスの担任の先生が例えば35人とか30人が一遍にうがいをするのをこれ飲み込んじゃいけないわけですから、しかも30秒とか1分間ずっと口の中に含んだままグチュグチュグチュグチュやっているわけですよ。これを飲み込ませないことを担任の先生が1人で管理監督するというのは非常に困難だというふうに思います。実際長崎県の中でですね、集団フッ素洗口があったクラスで14名を超す児童が体調不良を訴えて、そのうち2名が入院するというような事例が起こっているんですが、これは幸い大事には至っていないんですけども、結局フッ素が原因かどうかというのがこれが証明できないんですね。ただ、フッ素洗口の後にそういった実態が起こったということで、もしかしたら熱中症かもしれない。フッ素洗口した後は30分間物を飲んじゃいけませんから、水分とっちゃいけないので、それによつての熱中症かもしれないといったような見解も出ているわけなんですけれども、このときはそのクラスの中で担任の先生が毒物を混入したんじゃないかというようなうわさが広がってしまって、担任の先生が警察に事情聴取を受けるというような事件も起きています。先ほど申し上げたように、この口の中というのは粘膜ですから粘膜は吸収が物すごく早いんですね。したがって、子どもたちが30秒、1分間ずっと口の中でクチュクチュクチュクチュやっているというのを担任の先生が1人で監視するというのは非常に現実的には困難だと思うのですが、部長はどういうお考えをお持ちでしょう。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 先ほど最初の回答の中でも少し触れましたが、7月1日に、教育委員会、それから関係機関、それから団体等に向けての説明会が開催されております。太宰府市からはその日担当は特には出席はしておりませんが、その後教育長宛てということでその説明会の報告書、それから議事録等が送ってきております。現在、それをしっかり読ませていただきながら今調査研究を行っておるところでございます。ただ、その説明会の折にも説明があつておるようでございますし、今度ある説明会の中でも県としましては今渡邊議員さんご指摘いただいたような具体的な実施の方法等についても科学的なデータをもとにどういった方法でやっていくのかということも普及を図っていきたいという意図があるようでございますので、その辺の具体的な方法についてもこれから説明を聞きながらですね、検討はしていくということでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 先ほど申し上げたようにこのフッ素でうがいをした後というのは30分間物を飲んじゃいけない、つまりそれはフッ素を大量に飲み込まないようにするというための配慮なんですけれども、そもそもそういう危険性のあるものを集団30人、40人の集団で口の中に入れるということ自体が私はどうしても何か気持ちが悪いんですね。これは個人的な感想なんですけれども、県で実施されている説明会の資料等も私読ませていただきましたけれども、これはフッ素の安全性が当然ですけれども問題がないというような内容になっているわけなのです。しかし、壇上でも申し上げたようにWHOは6歳以下の子どものフッ素洗口というのはだめだというふうに言っているわけですね。6歳まではだめだけれども7歳以上だったらいいのかということも私は疑問に思いますし、肝炎と同じように10年、20年後に肝炎の場合は注射針の使い回しが原因で肝炎になられた方がたくさんいらっしゃったわけですが、実はその注射針の使い回しが危険だったということが後でわかってもう既に罹患された方々にとってはもう非常に遅いわけですね。先ほど申し上げたように本市の虫歯の平均本数は目標値を下回っているということもありますので、このフッ素洗口に関する必然性とか緊急性というのはないというふうに私は思います。歯科医師の中にも、このフッ素の危険性を指摘していらっしゃる方もいらっしゃいます。子どもたちの将来にわたる安全性という意味で、これは教育委員会の中でも先ほど部長もおっしゃいましたけれども、十分に考慮をしていただくようお願いをいたしまして、2件目の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

ここで15時17分まで休憩いたします。

休憩 午後3時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時17分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔8番 原田久美子議員 登壇〕

○8番（原田久美子議員） 本日の最後の一般質問になりました。もうしばらくおつき合ください。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております2件について質問をいたします。

私はこれまで第五次太宰府市総合計画に示されております安全で安心して暮らせるまちづくりにつきましても幾度となく質問をしてみました。災害はいつ起こるかわかりませんが、日常時にどれだけ防災体制、救急体制の整備をしていたかが非常時の減災につながるものと考えております。

そこで、1件目の安全で安心して暮らせるまちづくりについて2項目お聞きします。

まず、1項目めの災害の復旧と今後の防災対策への取り組みについてですが、去る8月22日

未明、太宰府市内において時間雨量約100mmを記録する集中豪雨があり、雷もすさまじく、怖い思いをされた市民の方も多かったのではないのでしょうか。このような豪雨にもかかわらず、本市においては幸いにも人命にかかわるような大きな災害はございませんでしたが、この集中豪雨による市内の被災状況と今後の復旧見通しについてお伺いをいたします。

また、今回は平成15年の豪雨災害以降に行われた砂防ダムを初めとしたさまざまな防災対策や、さらには奥園雨水整備工事が完成していたことにより被害が減少した要因と考えておりますが、先ほど申しましたように災害に強いまちづくりにつきましては、災害が起きてから対応されるのではなく、日常時に取り組むことが非常に大切と思っております。そのことから、本市における今後のさらなる防災体制の取り組みについてあわせてお伺いいたします。

次に、2項目めについてです。避難場所へのAED設置等についてお聞きします。

先日の集中豪雨のときにも公民館に避難された方がおられました。このような避難時に避難者の方には相当ストレスがかかっていると思われ。このような多くのストレスを抱えた状態では、突然の心肺停止が起こる可能性が増えると言われておりますが、AEDが設置されていない公民館に避難された場合の心停止等の対応について、市としてはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

また、AEDが設置してある避難場所でもそれを使う人が取り扱いはなれていることも大切だと思われ。市民の方へのAED体験講習会の実施状況及び今後の実施計画についてもあわせてお尋ねいたします。

2件目は、高齢者施策の充実についてです。

厚生労働省によるデータによると、2010年度の70歳以上の医療費は約16兆円、1人当たりでは70歳から74歳が年間約62万円、75歳以上が年間約87万円でした。急速な高齢化によって医療費も増大し、医療費が増えるほど税金や現役世代の保険料負担も重くなってきています。また、国においては増大する医療費を抑制する制度案も出ています。このような状況の中、本市においては本年4月1日に機構改革を行われ、総合的な健康増進を図ることを主眼として運動や社会参加を推進され、さまざまな施策に取り組まれておりますが、増大する医療費を抑制するためにどのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

また、一定年齢で1年間に一度も通院しなかった方を表彰する市町村もありますが、本市では検討されたことがあるのか、あわせてお伺いいたします。

以上、2件について答弁をお願いいたします。

再質問は発言席でさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 1件目の安全で安心して暮らせるまちづくりについてご回答申し上げます。

まず、1項目めの災害復旧と今後の防災対策への取り組みについてですが、8月22日の大雨につきましても、人命にかかわる被害は幸いにも発生いたしませんでしたが、床上、床下浸水

のほか車の水没14台、道路の冠水8カ所、また避難者は体育センターなどの避難施設に最大183人が避難されました。幸いなことに雨も上がった午前11時ごろには全員帰宅をされております。時間雨量としましては、記録的短時間雨量情報110mmが発表されるなど、平成15年7月18日、19日の豪雨災害と変わらない雨量となったわけですが、今回土砂による被害がなかった大きな要因の一つとして、議員さんもお指摘のとおり、これまでの災害の経験などから市内には砂防ダムが17基、治山ダムが103基設置されており、これが威力を発揮したものと思っております。今回も、既に砂防ダムや治山ダムの増設について県と協議を行い、新たな設置に向けての要望を行っております、今後とも継続して要望箇所を上げていきたいと考えております。

また、河川、雨水対策についてですが、御笠川の河川改修は一定終了をしておりますが、集中豪雨の場合は市内の一部で道路冠水や住宅浸水が見られることから、約8億8,400万円を投入いたしまして、本年8月26日に奥園雨水整備工事が完成したところでございます。来年度は五条三丁目付近の五条雨水幹線、平成28年度は芝原公民館付近の芝原雨水幹線工事に取り組む予定といたしており、今後とも災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、2項目めの避難所へのAEDの設置等についてご回答をさせていただきます。

平成25年6月に一部改正となりました災害対策基本法の改正に伴い、本市の地域防災計画を本年6月に改定したところですが、避難所の指定につきましても立地基準や構造基準等の規定に沿って指定緊急避難場所と指定避難所の指定を行ったところでございます。

避難所におけるAEDの設置状況は、現在指定緊急避難場所で10施設、指定避難所で18施設に設置されておりますが、本年度学業院中学校と太宰府西中学校の体育館に設置することとしており、今年度中に指定避難所の全施設にAEDの設置が完了する予定となっております。

地区の公民館、共同利用施設等のAEDの設置状況は、現在市が把握いたしておりますのは、国分共同利用施設の1カ所だけとなっております。AEDにつきましては、万が一心肺停止等になられた場合は、まず救急車を呼んでいただくことが最優先であろうと考えております。ただ、公民館、共同利用施設においては平常利用時において消防署の救急出動も平成23年度で4件、平成24年度で11件、平成25年度11件と多いことから、防災の観点のみならず平常時からの備えも必要であると認識しております。今後、コミュニティ助成事業などの補助金を活用するなどし、整備促進に向け調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、AEDの講習会につきましては、現在自治会やPTA、学校、保育所、健康推進員に対してなど、さまざまな団体から要請があり、消防署を中心に実施いたしておりますが、太宰府市の場合は特に女性消防団の団員の皆様のご協力をいただいているところでありまして、原田議員におかれましても積極的にかかわっていただいております。今後、AEDを設置する自治会に対しましては利用方法の講習会の開催もあわせて行っていくように消防署、消防団と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それでは、再質問をさせていただきます。

私はさっき冒頭でも申しましたように安全なまちづくりをしていくためには日常時にどれだけの備えがあれば災害が起きても未然に防ぐことができるということを念頭に思っております。平成15年の豪雨災害以降に行われた砂防ダムを初めとして治山ダム、そういうふうな防災対策はさらに今回の奥園雨水整備工事が完成したことも被害の減少した要因として考えております。本当に今回災害に強いまちづくりの一步が踏めたのではないかと、そして災害が起きてから支援強化するのではなく、される前に支援強化をされたことということがもう効果きめんであったんじゃないかなと今回の奥園整備工事ができたことを本当に確信しております。よかったなと思っております。この集中豪雨によって市内の被災状況なんですけれども、先ほど長谷川議員の報告がございましたので、それは重複するところがありますので、ちょっと質問は差し控えますけれども、まず初めに8月22日に太宰府の被災状況が報告されましたけれども、家屋の床上浸水は何カ所で、その場所について町名でいいですので、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 8月22日の被災状況ですけれども、床上浸水が2件となっております。

1件は高雄二丁目、もう一件は五条三丁目となっております。また、床下浸水が6件となっております。1件が朱雀一丁目、あとの4件が五条三丁目、それとあと一件が宰府二丁目となっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それでは今おっしゃいました高雄二丁目の床上浸水のことなんですけれども、これは高雄二丁目ではなくて梅ヶ丘にも1件、高尾川に側面しているところが、床上になっていると思いますけれども、それは連絡はあっておりますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほど言いました高雄二丁目、これにつきましては先ほど長谷川議員にもご質問されたその場所で我々は報告を受けております。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 筑紫野市と梅ヶ丘の境目にある高尾川の河川の橋のところなんですけれども、あそこは梅ヶ丘と思っておりますけれども、梅ヶ丘1件入っていませんでしたでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） その件は梅ヶ丘一丁目、先ほど長谷川議員へ私が回答した箇所でございます。これは現地が河川の横にご自宅がございまして、そこが車庫になっておりましてその車庫がつかっておりまして、家は車庫の上にあるのですよ。それで、私も現地を確認はし

ましたけれども、車庫の中に水が入ってきたということで床上浸水ということには取り扱いにはなっておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） わかりました。あそこが車庫だから床上にはなっていないということですね。はい、それで理解しました。それで、その場所なんですけれども、もう場所は知ってあると思うんですけれども、結局何年も前から床下になると思いますけれども、今の報告では。床下浸水が雨が降るたびに報告をされておられると思いますけれども、どのような報告をされているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 先ほどの長谷川議員さんの中にも話しましたがけれども、どうしても下流から筑紫野市のほうからやっていきたいということを考えております。それで、平成17年ごろ先ほども言いましたけれども、あそこがちょうど直角になっておりますものですから、あそこをカーブに変えてやったらどうだろうかということで計画もさせていただいております。あその大きな要因は1つは金龍ラーメン、またその横のガソリンスタンドから道が入りまして筑紫高校のほうに上り坂がございますが、一番低い箇所になっております。それと、あそこは先ほども言いました家の前2号橋と言いますが、あその部分がちょっと断面が足りないということがございます。計画ではあれの大体倍ぐらいの広さにせないかんということが考えられます。それと、先ほども言いましたけれども、その上流側が宅地造成がありまして、擁壁が高いものですから、水がもう水位がずっと上がってきてそこで一気に流れ出すということの大きな原因、3つぐらいありますけれども、大きく平成17年に検討したときにカーブをしてやろうという計画なのでございますけれども、実はあそこは全部筑紫野市の用地、下流も筑紫野市の河川になるものですから筑紫野市のほうと協議した中ではなかなか下流がああいう状況でございますので、はっきり言いますとしてもらったら困るということでございます。今回もバイパスを越えて下流にあけぼの保育園とかありますけれども、あけぼの保育園のグラウンドにも雨水が、河川の水が入ったような状況でございますので、そういうことで上流だけカーブをつけて溢水を少しでも少なくした場合でも下流に対する影響が大きいかなというふうに考えております。それで、今さっき言いました促進協議会をつくりまして県に要望して早期の完成、早期の工事着工を目指してお願いしているところでございまして、今後は先ほど言いました、何度も先ほど言いましたになりますが、ああいう青山とか星ヶ丘の中にあります調整池のしゅんせつを随時やっていって少しでも一気にいく水の量を減らしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 先ほど言われたのですけれども、もう一度私聞きたかったのが聞いたのですけれども、その下流の筑紫野市の管轄と言われたのですけれども、そういうふうなこと

で筑紫野市と相談とか、要望とか、そういうふうなことはされましたでしょうか、今まで。県の河川が今さっき促進協議会等でまた話されると言われましたけれども、その前に筑紫野市の下流の部分がいつも冠水してこっちのほう上流から流れてくる水が先ほど言ったように、20m以降のところにもう90度のL字になっているのは私も写真も写してきましたし、もういつも見ているところでございますけれども、結局その部分がプールになっているんじゃないだろうかと思うんですよ。一旦その水がその壁にぶち当たって、それから右に本当は流れていかなきゃいけないんですけども、プールの状態になっているんじゃないかなと思っているんですね。だから、少しは小さな川だと思うのです。筑紫野市のほうにこういうふうなここを小さなバイパスをつくるなり、何か石屋さんというんですか、石がたくさん置いてありますよね。そういうふうなお水はちょっと水幅によってみればそういうふうな水は出てこないと思うのですけれども、あそこの土地を少し県のほうから譲ってもらってなだらかな川にされたら少しはいいんじゃないかろうかと思っておりますけれども、解消するのではないかなと私は素人ですがけれども、そう思っているんですけども、どういうふうなお考えか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 実は平成17年のときにはそういう先ほど言いました御笠川水系の改修事業促進協議会というのはございませんでした。そういう我々のほうから筑紫野市に働きかけた中で一緒に協議会をつくって県とか九州地方整備局に要望していこうというところで一体となって先ほども言いましたけれども、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、これと一体となって太宰府も入っておりますけれども、そういう協議会をつくって推進していこうと。まず、今回の報道でもありましたけれどもですね、あそこの中央商店街のところは本当にひどいのですよ。私も個人的にはもう先に太宰府をしたいなということで平成17年に計画しましたけれどもあの映像を見せていただくと非常に悲惨な状況でございます。今回も現場に行きますと店の1.5mぐらい水がつかったような状況も見受けられます。実は先ほど言いましたけれども、あの河川の一番の大きな問題はあそこの橋梁の大きさなんですよ。橋梁の大きさがあります。あれを倍ぐらいの広さにせんとあそこの直角だけをカーブにしてもやっぱり同じような状況になるということでございます。あの道路には以前も言ったと思いますが、江川ダムからの導水管が入っておりますのでそこをなかなか掘り下げることができなくて横に広げないかんということになると思います。それと、筑紫野、今石屋さんと言われましたけれども、あそこも筑紫野市の個人さんの用地なのです。そこら辺の関係と、下流がどうしても筑紫野市の河川でございますので筑紫野市の合意を受けたいということで始まった中でそういう協議会をつくっております。確かに議員さんが言われるのはもう早くしてくれというのはよくわかるんですけども、そういう事情がございまして下流から進めていきたいということで協議会の中でもそういう話になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） その部分につきましては私も理解しましたので、そのこの住民の方には私のほうからそのようにお伝えしときます。そして、早急な対策を強く要望しておきたいと思っております。

では次にですね、道路冠水についてお聞きします。

平成22年8月と、さらに平成24年9月に私定例会で質問させていただいた箇所ですけれども、五条鹿子生整形外科、富田耳鼻科、安武ビルの道路冠水ですが、ここで先ほど答弁があったように車の浸水が12件と先ほど何か言われたようですけれども、その部分はこの場所だったのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 主に今言われました五条三丁目のところになります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この部分なのですけれども、そのときの答弁では奥園と秋山の工事が終われば解消するだろうという回答をいただきました。今現在ですね、先ほど言われたと思えますけれども、どういうふうな整備が進められているのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） 以前の答弁の中で奥園雨水の水路部分が線路を渡って五条の付近まで行っていたということが一つの要因と上げられるというふうな答弁をしとったと思います。現実そうであったと思いますし、それが今回の奥園雨水の完成によって若干そこら辺は緩和されたというふうに思っておりますけれども、この五条雨水につきましては今までいろいろなことをやってきておりまして、西鉄ストア下流側、あそこは芝原雨水幹線といいまして、芝原区の中を通過して鷺田川に抜けるという本来の水路ですけれども、それを一部御笠川のほうに抜けさせる、そういう工事も以前行っておりまして、下流側の整備はそこで終わったということになっておりますけれども、改めてそこに集まる水の集水面積であるとかそれからその上流にあります五条雨水調整池でありますとか、鉾ノ浦雨水調整池でありますとか、そういったところが適正に機能しているのかというふうな調査も行いまして、行き着くところ鹿子生整形のところから西鉄ストアの抜けるまで、その間の容量断面が不足しているということに特定されましたので、本年度において実施計画に入っておりますので、予定どおり進みますと来年度にはその工事が進められると。西鉄ストアとの協議も同時に進めておりますので、大体大方の了解は得られてきておりますので、来年度には工事が進められるというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 8月の災害がありましてから29日からその地域の配管工事が行われておったようですけれども、今回の冠水において配管工事が行われておったのか、お聞きいたします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） それはですね、今五条保育所の造成をやっておりますけれども、五条保育所の宅内の水をとるための配管工事をやっていたと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） その8月29日から二、三日で終わったと思いますけれども、その配管工事はちょっと大きくなっていました、あの配管の大きさが。それは病院のほうから来る水が少しはその中に入って配管工事があったから少しは冠水に影響があるかどうかを教えてください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） その配管自体がそのとき8月22日終わっていたかどうかはちょっとわかりませんが、つながった場合にはその影響があるということで今上下水道部長が言いましたけれども、その配管の総量雨量も含めて今回設計するようにしておりますので。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） これをこの部分はですね、市長が平成10年にまにまに日記の中に五条地域の西のほうに各地区を回られたときにここに市長のまにまに日記の中の平成10年の7月26日のまにまに日記にありますけれども、ここに五条西区は山や河川がないが、一度豪雨になると側溝が氾濫する、日本経済大学と医療福祉大学、流水が原因で五条西区内を通過しライオンズマンションのほうに合流する道沿いを可能であれば排水路を拡幅してほしいという市長宛てにまにまに日記で書いてあったのですけれども、もう2010年といいますと今2014年ですから4年前になりますけれども、こういうふうに五条の地域の方からいつもいつも冠水する場所、今回は私が行ったときにはもう既に車が浮いていて、ちょっと写真も撮る状態じゃなく、雨も降ってましたので写真も撮っていませんけれども、車のクラクションが鳴り始めて消防署の方が来られたときだったので、もう冠水するということはわかっているんで、その分は土地が低くなっていると思います。この前も部長のほうからそういうふうに低くなっていることが要因だろうということはもうはっきり言われましたので、その道路の改修をされると思いますので、それも含めまして少し土地が上がれば冠水も少しは減少するのではないかと考えておりますので、もう一度それも含めて改修工事のほうをよろしくお願いしたいと思っております。この分につきましては、私のほうはもう住民の方にとにかくなぜ冠水するかを説明してもらいたいのですけれども、市のほうとしても下流のほうの原因もあるということで気持ちはよくわかりますけれども、いつもいつも冠水するところについては極力説明をしていけばその住民の方はわかってくれるだろうと思いますので、そういうふうな説明を住民の方に説明をしていただくということをお約束していただきまして、この分は終わります。

○議長（橋本 健議員） ちょっと待ってください。確認しますけれども、平成10年のまにまに日記とおっしゃいましたけれども、2010年の間違いじゃないですか。

○8番（原田久美子議員）　そうです。2010年、ごめんなさい、2010年です。

○議長（橋本　健議員）　はい。

建設経済部長。

○建設経済部長（辻　友治）　議員さんに知っていただきたいのはですね、市のほうも何もしてこなかったわけではなくて実は当時は内水、下水道の指針からいえば5年確率でしなさいというのをございまして、その当時は時間雨量五十何mmというようなことですね、それをもとに管の大きさを決めてライオンズマンションの前もやってきた経緯はございます。もともと5年計画でいけば鹿子生整形の断面も十分足りるような断面でございましたので、大丈夫だという判断をしておりました。昨年の雨も時間雨量40mmぐらいのときはあそこも冠水しなかったんですよね。今、このごろの雨はゲリラ豪雨ということでありますが、時間雨量100mmとか平気でそういう時間帯の雨量が出ますもんですから、太宰府のほうは平成15年に時間雨量100mm、107mmとか、そういうのがありました、その当時から下水道の指針も変わりまして10年確率でいこうということで今の指針は全部10年確率で新たに大きな管を入れてやっております。今回もそういうことで10年確率でもう一回見直したらやっぱり断面は足りなかったよということで今回改修工事を新たにやろうということにしておりますので、ライオンズマンションの前も再度推進工事をやるようになってくると思いますので、そういう経過があつて市のほうも以前から年次計画を立ててやりながらやってきたということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　1項目めはよろしいですか。

（8番原田久美子議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本　健議員）　2項目めの質問はございますか。

8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員）　では、2項目めに行かせていただきます。

AEDの設置の質問なんですけれども、先ほどの答弁で、公民館については指定緊急避難場所として1次避難場所として避難所の運営マニュアルのほうにも書いてあるのですけれども、実際太宰府市のホームページからAEDの設置状況の場所を出したのですけれども、先ほどここの国分共同利用施設ですね。これがこのインターネットのホームページでは国分公民館ということになっていたもので、国分共同利用施設のほうには置いていなくて、国分公民館が自分たちで1カ所AEDを設置されたのかというちょっと誤解を私はしていました。国分共同利用施設のほうは自分たちの自治公民館がつけられたのでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（濱本泰裕）　こちらの国分につきましては地域の中で話し合いをされて自分たちで設置をしてあります。

○議長（橋本　健議員）　8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員）　それですね、太宰府の今回のですね、避難数が先ほど183人という

ことで報告があったんですけども、テレビの報道もしくは県のほうからの報道では249名ということで687人が避難したということを書いてありました。各公民館ですね、何世帯で何名の方が避難されたか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほど原田議員が言われた数字というのは避難勧告を出した世帯、また人数ということで、実際に避難された方は全体で183名、場所につきましてこちら10カ所ほどに分散しておるのですけれども、全て読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。内山公民館で11世帯、それと水城台公民館で18世帯、水城ヶ丘公民館で、済いません、ちょっと数を間違いました。もう一度もといで最初からよろしいでしょうか。済いません。

（8番原田久美子議員「はい、済いません、いいですか」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 総数で結構ですけれども。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 85世帯の183人となっております。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今、85世帯の183名という公民館でですね、避難されたということなんですけれども、私先ほど冒頭でも申し上げましたように、そういうふうな避難者がストレスを抱えたときに特に高齢者の方が心臓疾患とかそういうふうな方がある方は突然の心停止をしてしまうというのが。そのときの心停止した場合にAEDがいかにかということも私も含めまして先ほど部長がおっしゃいましたように消防士の方と一緒に救急救命の講習会をするのですけれども、私がそういうふうな救急講習会をするたびにその救急講習会でAEDはどこにあるとねと言われるのですよ。もうすぐそれがAEDを使えと言われていたけれども、AEDの場所がわからないと。だから、今回私のほうがAEDの設置をホームページから出しましたけれども、ここに共同利用施設、自分たちで自治会が独自で買われた方もいらっしゃるかもしれませんが、1台しかないわけですね。それでは、自治会で自治会ごとに救命講習会を行くたびにどこにあるとねと、何で公民館にないと言われなくても、私はそうですねというぐらいしかできないのですよね。やはり自分たちで自治会ごとに買うのが普通、もうそれが本当はいいと思いますけれどもと言うんですけれども、AEDというのは物すごく高いものというのはわかってあると思いますけれども、私としたり自治会で体験講習会があったときに自治会にはあってほしいな、安心できるんじゃないかな。今回、平成25年中に、おける筑紫野太宰府消防本部の救急業務の実施状況で太宰府市では2,948件の救急があったそうです。その中でも各公民館に出動件数が12件ありました。この件数は年々増加傾向にあっております。いかに自治会でこの救急の出動件数が多いということの意味していると思います。AEDが公民館というのは不特定多数の方が来られて、身近にあって有効に使える場所だと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今、議員さん言われるように地区公民館といいますのは、地域の方々の活動の拠点でもございまして、非常に多くの方が利用してある施設だと思います。また、そういった救急車の出動もあっておるようでございます。そういうことも考えますと、当然その地域の中でその公民館にAEDの設置が必要なかどうか、そういったものもあわせて議論をしていただく必要があるのではないかと、そのように思ってもら、また、その中で講習会の開催とか、そういったものも広く行っていけるのではないかというふうに思っております。その費用につきましては、当然なかなか自治会のほうでということもございまして。地域運営支援補助金でありますとか、また地域コミュニティ助成事業とか、そういったものもございまして、そういった中でも検討していただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 平成23年12月にも一度公民館にAEDを設置していただきたいということを言ったのですけれども、そのときに所管が教育委員会ということで教育委員会とも協議しながら検討させていただきますと言われたんですけれども、教育委員会としてはどのような公民館にAEDが必要かどうかというのはどういうふうな考えを持ってあるか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） その当初、公民館の関係ということで教育部で扱っておったと思うんですけれども、現在やはりこのAEDというのが非常に今の世の中重要視されております。そういった関係もございまして、今年度の機構改革に合わせましてですね、防災安全課のほうでAEDを所管するということできっちりと事務分掌の中に新たに今年4月から明記をしております。そういった関係もございまして、今回総務部のほうでご回答をさせていただいた次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私はですね、設置する方法は幾らでもあると言ったらいけませんが、あると思います。例えば購入するときは二、三十万円かかりますけれども、その半額補助とか全部が自治会が設置するのではなくて、半額補助、今地区の地域コミュニティ運営費というのですか、そういうふうなものを使っていたらいいということですが、自治会によっては補助金が少ないところもあれば高いところもある。多いところではそれができるかもしれませんが、世帯の少ないところではそういうふうなお金を使って補助金を使ってというのはちょっと難しいのではないかと私は思うのです。ですから、初めに半額補助をしていただくとか、それには二、三年でAEDを使っても使っていなくてもバッテリーの交換が必要となってきますので、それは1万円ほどです。自治会のほうで費用は負担してもらおうという方法とか太宰府市でもリースを借りられていると思うのです。これが年間2台で十五、六万円の

予算をとってあると思いますので、1台が6万円から7万円ぐらいの間だろうと思いますので、設置の方法については私がとやかく言うことではないと思いますけれども、行政のほうにお任せしたいと思っておりますけれども、そういうふうに自治会で購入できないところもあるということを入念に入れていただきまして、何かの補助をしていただいて自治公民館に設置していただきたいと思っております。

そして、市が避難場所運営マニュアルの中にもきちんと第1次避難場所として明確に公民館をされている以上は私が先ほどからも言ったようにAEDがあれば助かる命があるということを知ってあると思いますので、そしてその中には救急処置の手順として救急心肺蘇生法のAEDの使用の手順というものはっきり明確にあるわけですから、いかにAEDが大事なものであるのかがもうわかってあると思いますので、設置に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。この件につきましては設置になりますように引き続き再質問をさせていただくとおひますので、よろしくお願ひいたします。

では、次。

○議長（橋本 健議員） 2件目の。

（8番原田久美子議員「はい、2件目でいいです」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 2件目の高齢者施策の充実についてご回答申し上げます。

高齢者の健康づくりには、健康診査、がん検診の受診率を高め、保健指導により生活習慣の見直しや病気の早期発見、早期治療を行っていただく健診事業と、運動、リズム体操、ウォーキングなどを行うことで転倒防止や生き生きとした元気な体づくりを行っていただく介護予防事業、相談事業を柱として実施しています。機構改革後、各課における健康づくり、生きがいづくり事業の充実、それぞれ努めており、地域健康部だけでなく、市の行政総体として市民の地域活動とスポーツ、健康、文化芸術、環境を有機的に機能させるための連携を進めております。

具体的には、週1回の部門会議時に地域健康部各課の仕事内容や事業内容について共有し、連携についての意見交換を行っておりますし、月に1回は総務部長、経営企画課長を交えての地域健康部の方向性についても協議を行っております。

地域健康部各課との連携を深めるためスポーツ課のシニアスポーツ教室に元気づくり課の保健師が行き、健診PRを行ったり、健診の受診勧奨として文化スポーツ振興財団が行っております健康に関する講座の講師へ健診受診依頼を行ったり、また校区事業で行っております地域健康フェスタにスポーツ課職員が体力測定、ニュースポーツ紹介コーナーを受け持ち、地域での活動も取り組んでおるところでございます。

また、今年度は健診の受診方法が変更になったために地域づくり課の協力を得て、健診案内の自治会隣組回覧を行ったり、自治協議会役員会へも健診受診PRの依頼を行っております。

10月には、地域健康部で乳がん撲滅キャンペーンに賛同し、乳がん受診促進の街頭啓発も行う予定にしているところでございます。

健康づくりの総合的な取り組みは、高齢者施策だけでなく、若いうちからの健康管理、運動習慣、食生活改善など生活習慣を重視した取り組みが必要であり、そのためにも太宰府市高齢者支援計画や国が策定しました健康日本21などに沿った市の健康増進計画の策定が急務であると考えております。その中で、妊娠期、乳幼児期、思春期、成人期、壮年期、高齢期の各年代のライフステージに合わせた健康づくり、生きがいを総合的に推進していき、健康寿命の延伸につなげていきたいと考えております。

国民健康保険事業における医療費抑制の取り組みとしましては、ジェネリック医薬品への切りかえ促進、レセプト点検、医療費通知及び特定健診受診率の向上など医療費適正化に取り組み、医療費の伸びの抑制を図っているところでございます。

ご質問の医療機関にかからなかった方に対する表彰につきましては、国民健康保険事業におきまして以前実施しておりましたが、財政的に赤字になったこと、医療機関を受診すべきときに早期受診を控えることにつながりはしないかなどの懸念から、平成19年度で取りやめてきた経緯がございます。さらに、国民健康保険事業の被保険者は、全人口のうち約25%が加入されておりますが、残る約75%は被用者保険などに加入された方でございます。この被用者保険等に加入の市民の方々が病院にかかったかどうかを確認する手段が市には現在ないということもあわせて考慮しますと、健康づくり等に取り組んでいただけたことへの何らかの励みとなるような、あるいはメリットを感じていただけるようなポイント制度などを今後全庁的に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今、課長のお話では先ほど後藤議員の質問ではないのですが、健康寿命に対しても本当に頑張っているなということがよくわかりました。太宰府市でも医療費の削減をされていると思いますけれども、そして先ほど課長がおっしゃいましたように医療費を抑制するためにも努力されているということもよくわかりました。しかしながら太宰府市の誰もが元気で長生きする方法はないか。そしてまた、寝たきりや痴呆など、介護を必要とするお年寄りを少なくしたい、そういうふうな太宰府にしていきたいと思って、ちょっと幾つか質問をさせていただきます。

私は資料を先に言いますが、この2013年度厚生労働省が発表した分なんですけれども、平均寿命ランキング市町村別の順位ですけれども、福岡県は太宰府市が88.3歳で5位に入っております。もうこれは本当にすばらしいことだと、私も女性として誇りに思います。そういうふうな先輩方がたくさんいらっしゃるんだということを誇りに思っております。そして、私も長野県佐久市に視察に行っていました。佐久市は医療費を減らせるための表彰制度ということをして医療費が削減されておられました。普通であれば老人が多ければ医療費

は当然かかるものですよ。それが佐久市の1人当たりの老人医療費は平成18年現在で全国平均83万円を大きく下回る65万8,000円でした。国民健康保険中央会の資料があったんですけれども、ちょっとそれで長野県の高齢者就業率も全国1位です。高齢者が就業ができるということが本当に素晴らしいんじゃないかと。70歳以上で配偶者のいる率も全国1位でした。そういうふうな佐久市では1979年から2007年度まで1年に一度も通院をしなかった70歳以上の表彰をしたところ、2007年では70歳以上の1万4,007人のうち2.8%に当たる397の方が表彰を受けられたそうです。これは医療費を削減しようという試みからやられたと思いますけれども、今も続いております。太宰府市でもこのような取り組みを検討してもらいたいのですけれども、いかがでしょうか。もう一度、そういうふうな制度、今ポイント制もされると言われましたけれども、こういうふうにと表彰制度というのをどういうふうに思われるか。

○議長（橋本 健議員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 全国のいろんな取り組みを参考にするというのは私どもも非常に大事であるというふうには考えております。それで実は長野県というのはいまもうご存じのとおり食育とかですね、減塩とかという運動、それで生活習慣を見直すという活動とか、運動をやっておりますので、こちらの表の中でも男性、実は上位20カ所のうち11カ所の市町村が入っている県でございますので、非常に長野県全体として生活習慣病等々、健診もそうでしょうけれども、関心も高いということは私どもも重々承知をさせていただいているところでございます。濟いませぬ、前置きが長くなるとあれなので濟いませぬ。一応ポイント制度につきましてはいろんな今福岡市でも今年から始めていますけれども、いろんな制度があって、ポイントといってもいわゆる健診を受けてポイントをつけたり教室に参加していただいてポイントをつけて、そのポイントを活用して、そのポイントが実は現金になったりとか、抽せん会したりとかいろいろ市町村によってありますけれども、今私どもが考えているのはそのポイントを商工会の商品券にかえられないかなということをやちょっと今検討をさせていただいております。それとあと、自治協議会への例えば寄附というんですか、そういういろんないわゆる地域を巻き込んだ健診の受診率のアップ、それと健康度を高めるということとただ単に健診のポイントでお金にかえるのではなくて、商工会とか自治協議会とかも巻き込んだ巻き込んだと言ったら失礼ですけれども、取り込んだ、一緒になった健康づくり、それこそが市だけでなく市民がみんなが取り組む健康づくりになるのかなということをや今、少し考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 残り時間も3分切っていますので、お互いに簡潔にひとつよろしく願います。

8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 簡潔に行います。その健康促進事業をもう今から考えてあると思いま

すので、ぜひその分につきましては検討ではなく実際に行っていただきたいと思っております。そして、保険証を使わなかった人には奨励金還付というのが本当はベストなんですけれども、やはりせめて表彰制度というのをさせていただきたかったと思います。私は高齢者の方とよくお会いすることがありまして、表彰するというのは高いものを上げたりするということではなくて、手挙げ方式でもよろしいので、その方を健康で元気で長生きを認めてあげることだと思うのですよ。それで、はがきの一枚でも市長のほうから表彰状というような形ではがきに小さく表彰状を書いていただいて、本当にこの1年間元気でよかったですねというようなことが健康の源になって健康増進につながっていくと考えておりますので、最後に市長から私のこのはがき1枚運動はどうでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 大変いいことだというふうに思います。今、元気づくり課長のほうから話しましたように組織内部の中におきましてもかつては国保の中で医療費を使っていない方々についての健康表彰とか行っておった時期もありますんで、全体的な市民全体が健康になるような形での特典といいましょうかね、気づきで励みになるような形を編み出していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 本当に長くなりましたけれども、ありがとうございました。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月16日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時16分

~~~~~ ○ ~~~~~